

平成26年9月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録

平成26年9月18日・22日

場 所 第5委員会室

平成26年 9 月 18 日 (木曜日)

午前 9 時 59 分開会

委員 宮原 義久
委員 後藤 哲朗
委員 太田 清海
委員 新見 昌安

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成26年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 2 号)

○議案第 3 号 使用料及び手数料徴収条例の一
部を改正する条例

○議案第13号 工事請負契約の変更について

○議案第14号 工事請負契約の変更について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
公益財団法人宮崎県産業振興機構
公益財団法人みやざき観光コンベンション協
会
公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
宮崎県道路公社
宮崎県住宅供給公社

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す
る調査

○その他報告事項

- ・県内経済の概況について
- ・みやざき J O B パークプラスの設置について
- ・平成 2 5 年宮崎県観光入込客統計調査結果 (概
要) について
- ・地域維持型契約の取組について

出席委員 (8 人)

委員 長 岩下 斌彦
副委員 長 渡辺 創
委員 員 外山 三博
委員 員 中野 廣明

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 茂 雄二
商工観光労働部次長 梅原 裕二
企業立地推進局長 川野 美奈子
観光物産・東アジア戦略局長 金子 洋士
部参事兼商工政策課長 田中 保通
金融対策室長 川畑 充代
産業振興課長 佐野 詔藏
産業集積推進室長 富山 幸子
労働政策課長 久松 弘幸
地域雇用対策室長 福嶋 清美
企業立地課長 津曲 睦己
観光推進課長 孫田 英美
記紀編さん記念事業推進室長 松浦 直康
オールみやざき営業課長 日下 雄介
工業技術センター所長 古賀 孝士
食品開発センター所長 森下 敏朗
県立産業技術専門校長 田村 吉彦

県土整備部

県土整備部長 大田原 宣治
県土整備部次長
(総括) 鈴木 一郎
県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当) 坂元 政嗣
県土整備部次長
(都市計画・建築担当) 東 憲之介
高速道対策局長 直原 史明

部参事兼管理課長	福嶋幸徳
用地対策課長	林睦朗
部参事兼技術企画課長	高橋利典
工事検査課長	永野広
道路建設課長	大坪憲男
道路保全課長	馴松義昭
河川課長	大谷睦彦
ダム対策監	秋山克則
砂防課長	土屋喜弘
港湾課長	蓑方公
空港・ポートセールス対策監	川野福一
都市計画課長	瀬戸長秀美
建築住宅課長	森山福一
営繕課長	上別府智
施設保全対策監	山下幸秀
高速道対策局次長	原拓実

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	沖米田哲哉
議事課主査	長谷恵美子

○岩下委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりとしておりますが、異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○茂商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

まず初めに、一言、お礼を申し上げます。

9月1日に行われました、みやざきJOBパークプラスの開所式には、お忙しい中、岩下委員長に御出席賜りまして、まことにありがとうございました。

みやざきJOBパークプラスは、若年者に対する効果的な就職支援の実現を目的に、県と宮崎労働局とが連携して設置した施設であります。詳細につきましては、後ほど担当室長から報告させていただきます。

さて、本日は、お配りしております常任委員会資料の目次にありますとおり、平成26年9月定例県議会提出議案、平成26年9月定例県議会提出報告書及びその他報告事項について御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

今回、提出しております商工観光労働部関係議案の概要であります。

議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」は、「東アジア等観光誘客推進事業」及び「大型クルーズ船誘致環境整備事業」の所要見込み額の増に伴います補正、また、新規事業であります「スポーツによる地域活性化策等調査研究事業」の受託決定に伴います補正を行うものであります。

商工観光労働部の一般会計歳出につきましては、表の左側から、補正前の額442億4,399万1,000円に補正額3,220万9,000円を増額し、補正後の額が442億7,620万円となります。

また、ページの下になりますが、議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、食品開発センターにおけるフード・オープンラボの整備に伴う所要の改正であります。

議案の概要は以上でございます。

表紙にお戻りいただきまして、提出報告書及びその他報告事項につきましては、目次のとおりでございます。

詳細につきましては、担当課長・室長からそれぞれ御説明しますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○岩下委員長 ありがとうございます。

○孫田観光推進課長 それでは、観光推進課分を御説明いたしたいと思っております。

観光推進課の関係分は、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」の1件でございます。

それでは、お手元の平成26年度9月補正歳出予算説明資料の観光推進課のところ、59ページをお開きください。

観光推進課といたしましては、このページ、左の補正額欄にありますように、3,220万9,000円の増額補正をお願いしており、この結果、補正後の予算額は、右から3列目の15億1,783万9,000円となっております。

次の61ページをお開きください。

今回の補正は、表の左側の上から5段目の事項、国際観光宣伝事業費にあります、1の東アジア等観光誘客推進事業及び2の大型クルーズ船誘致環境整備事業、次に、その下の事項、スポーツランドみやざき推進事業費にあります、1のスポーツによる地域活性化策等調査研究事業の3つの事業について、増額補正をお願いす

るものであります。

事業の内容につきましては、商工建設常任委員会資料で御説明をいたしたいと思っております。常任委員会資料の2ページをお開きください。

東アジア等観光誘客推進事業についてであります。

海外からの観光誘客につきましては、本県だけでなく、国や九州観光推進機構、九州各県等と連携しながら、九州や南九州といったスケールメリットを生かした誘致活動に積極的に取り組んでいるところであり、この事業は、海外から本県への観光誘客の基幹となる大変重要な事業であります。

それでは、まず、1の事業目的であります、このたびの宮崎—香港線の就航を受けまして、定期便の早期安定化と香港での認知度向上、本県へのさらなる誘客促進に向けた取り組みを行うため、今回、増額補正をお願いしているところであります。

2の事業概要であります、今回、増額補正をお願いしておりますのは、(1)の東アジア地域誘客促進事業の下線を引かせていただいている部分でございます。

具体的には、宮崎—香港線の就航に伴う特別対策としまして、旅行会社への商品造成及び送客支援等を初め、旅行会社等の本県への招聘事業や、本県の認知度向上に向けた、メディアとタイアップしたキャンペーンなどを実施したいと考えております。

3の事業費であります、今回、増額をお願いしている補正額は1,396万7,000円で、補正後の予算額は5,499万3,000円となります。

香港線につきましては、外国人利用者が大多数を占めるインバウンド路線でありますので、本県の豊かな自然景観や食文化などの多彩な魅

力を生かして、いかに香港から宮崎に送客できるかが大変重要であります。

このため、県といたしましては、香港事務所の機能を最大限に活用しながら、この事業を通じて、同じく香港航空が就航している鹿児島県や、九州観光推進機構などと連携した効果的な誘客対策に取り組むことで、訪日旅行のリピーター率の高い香港市場での本県・南九州の認知度向上、さらなる誘客促進を図ってまいりたいと考えております。

次のページをお開きください。

大型クルーズ船誘致環境整備事業についてであります。

1の事業目的であります。近年、シンガポールや上海、香港等における大型クルーズ船に対応したターミナル整備により、クルーズ船が大型化しており、日本において大型クルーズ船の寄港が可能な港を模索する動きや、九州内の各港湾における誘致競争が活発化しております。

大型クルーズ船の寄港は、経済波及効果も大きく、また、多くの外国の方に宮崎を知ってもらうことができ、誘客効果も期待できることから、今回、増額補正をお願いしたところであります。

2の事業概要であります。今年度、県内港湾で唯一、大型クルーズ船の入港が可能な水域と水深を備えている油津港に、13万トン級に対応した係留施設の整備を予定しておりましたが、大手クルーズ船社が平成27年6月に16万トン級のクルーズ船を上海に配船する予定となったことから、その誘致を含め対応できるよう16万トン級に対応した係留施設の新設を県土整備部と連携して実施するものであります。

事業主体については県で、事業の実施に際しましては、県土整備部に予算を分任して執行す

ることとしております。

事業内容であります。今回、増額補正をお願いするのは16万トン級に対応するため、9号岸壁に防舷材を新設するものであります。

次に、3の事業費であります。今回、増額をお願いしている補正額は1,500万円で、補正後の予算額は1億1,900万円となります。

16万トン級のクルーズ船が入港可能となることで、クルーズ船社への積極的な誘致活動が展開できるとともに、東アジアを初めとする外国人観光客の誘客促進及び県内経済の活性化が図られるものと考えており、細島港とあわせ、本県を南九州におけるクルーズ船の拠点にしたいと考えております。

次のページをお開きください。

スポーツによる地域活性化策等調査研究事業についてであります。

本事業につきましては、日本スポーツ振興センターが東京五輪開催を契機に、地方公共団体がスポーツを通じた特色ある地域づくりを進められる施策を展開できるよう、スポーツ振興くじ助成の新たな支援策を検討するため、今回、そのアイデアが関係自治体に対して公募されたところであります。

本県では、スポーツランドみやざきを推進しておりますことから、本事業に応募したところ、本県の提案が採択されましたので補正予算をお願いするものであります。

1の事業目的であります。日本スポーツ振興センターが実施するスポーツ振興くじの新たな助成制度調査研究事業を活用し、教育委員会と連携しながら、本県におけるスポーツによる地域活性化策等の検討を行うこととしております。

2の事業概要であります。行政やスポーツ

団体、観光団体等で構成する検討会議を設置し、スポーツキャンプ・合宿の誘致や生涯スポーツ、競技スポーツの推進、スポーツ施設の整備を調査研究テーマに掲げ、現状及び課題の分析や先進地調査等を実施し、スポーツ振興くじの新たな活用策を提案することとしております。

事業費につきましては、検討会議の開催及び現地視察等に要する経費324万2,000円をお願いしており、財源につきましては、全額、日本スポーツ振興センターからの委託費となります。

本県にとりまして、有利なスポーツ振興くじの活用策を提案することは、2020年東京五輪開催に向けたスポーツキャンプ・合宿の誘致や競技力向上等につながるものと考えております。

説明は以上でございます。

○佐野産業振興課長 産業振興課からは、議案第3号の使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書では11ページ、当課関係分につきましては25ページ以降に記載しておりますが、概要につきましては、委員会資料で御説明させていただきます。

委員会資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の使用料の名称は、工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料ですが、今回は、食品開発センターに係る使用料の改正であります。

次に、2の改正の理由であります。現在、食品開発センターにおいて整備を進めておりますフード・オープンラボの供用開始に当たりまして、施設及び機械器具の使用料を新たに設定する必要がありますことから、所要の改正を行うものであります。

次に、3の改正の内容であります。1)に

ありますとおり、施設に係るもの3件、機械器具に係るもの19件の使用料を新たに設定いたします。

具体的には、(2)に掲げておりますように、施設としまして、惣菜・ソース等製造室から製菓・製パン室の3件、機械器具としまして、その下の蒸気回転釜から一番下の瓶詰機までの19件につきましては、それぞれ1時間当たりの使用料を、一番右側の欄に記載しております金額に設定したいと考えております。

金額設定につきましては、従来と同様の考え方で、それぞれの施設や機械器具について、施設の評価額や機器の取得額、光熱水費や消耗品代等の必要経費を勘案して算出しているものがあります。

なお、施行期日は公布の日としております。

産業振興課からの説明は以上であります。御審議のほど、よろしく御願いたします。

○岩下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案について質疑はございませんか。

○外山委員 東アジア観光誘致、前も委員会で発言したと思うんですが、外国語での表示がこれからふえてくると思うんです。県が所管してる平和台公園についてもないし、西都原でもない。それから、神社・仏閣が非常に宮崎県は多いです。こういうところは公共の施設じゃないから、神社・仏閣の所有者の意識の問題もあります。どうしても神社・仏閣っていうのは自分の宗教に立脚したものをメインにした表示が、多分今でもあるんです。ところが、外国から見えた人は、そういう宗教の奥の深いところではなくて、その背景とか風景とか歴史とか、そういうものを求めてくると思うんです。

ですから、これから県内の観光地での外国語

の表示、英語、中国語、あと韓国語がいいのかな、そういうところを含めて、やっぱりそういう団体とも一緒に協議して、どういう表示をしていくかっていうのを、早急に方向を決めていく必要があると思うんですが、そこあたりの考え、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○孫田観光推進課長 海外からのお客様に、知りたいと思う情報を適切に提供するというのは、非常に大事なことだと考えておまして、さまざまな情報提供の手法があるかというふうに思っております。実際にそういう広告物といいますか、看板に表記する方法もありますし。それについて、現状でさまざまな部分でまだ足りない部分があると。今後、そういったものは整備していかないといけないという問題意識は持っております。

一方、早急に対応できる方法といたしまして、現在、県の設置しておりますさまざまな観光案内板につきましては、海外からのお客様は、ほとんどスマートフォン等をお持ちですので、その方々が観光案内板の必要な部分をかざしていただくと多国語、4カ国語対応のサイトで中身が読めるようにするというものを、今現在、順次整備を進めているところでございます。ほかの手法につきましても、それぞれの施設を所管するところ、あるいは市町村等と協議しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○外山委員 ということは、観光地に外国語表示の看板等は必要ないということのように聞こえたんですが、どうなんですか。

○孫田観光推進課長 外国語の看板等については、今後、どんな方法がとれるかを検討させていただきたいと思っておりますが、ただ、例えば4カ国語全部、ほとんどの方に対応するとすると、実際に物理的に表示をしますと大変な量

になってしまいますので、そういう形のものが実際、物理的に可能かどうかという部分も、十分景観等の関係も含めて検討する必要はあるなど。そういうことで、そういった面積を大きくとらない方法ということで、スマートフォン等を活用した情報提供という手法を一つ、試みているということでございます。

○外山委員 表示板を置くって、そんな大きな場所をとるわけじゃないんです。ただ、何語で表示するかというのは検討の余地があるし、例えば県が管理してる平和台とか西都原は行政で決めればいいんだけど、さっき言いましたように、神社・仏閣が非常に多いわけです。そこ辺のところをどういう表示をするか。やっぱ、できたら宮崎県の表示の仕方としては、そういう神社・仏閣の方々とも検討して、全体統一した形の表示をしていく必要があると思うんだよね。これから早急に、できれば早くそういう方向を構築していただきたいと思います。

○茂商工観光労働部長 今の御指摘はごもっともだと思うんですけども、国におきましても、昨年、訪日外国人観光客数が1,000万人を超えたわけなんですけど、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、2,000万人に倍増させようという動きがあります。その中で、やはり観光案内板の多言語表記というのは観光庁も非常に大きな課題というふうに捉えてまして、基本的には英語をベースにしつつ、その地域によっては韓国語とか中国語を付加するような形で案内標識をつくっていきましょうという方向性は出されてます。ですから、それについては、我々も大体その方向に沿って、基本的には英語とか中国語、韓国語ぐらいの多言語表記を、できるものについてはどんどんやっつけていこうということで、今、取り組んでいるつもりです。

ちなみに、今年度、2,000万円の予算で観光案内板をつくることにしまして、例えば、川南のパーキングエリアとかにも既にできてるんですけども、そういう中で、先ほど担当課長が申しあげましたのは、QRコードといいまして、 아이폰なんかをかざせば、いろんな情報が出てくるということで、どうしても看板には限られたエリアしかないものですから、いろんな情報を盛り込もうということで、いろんな工夫をしております。

あと課題は、やはり先ほど言われたように、いろんな神社さんとか、いろんな民間の方が管理してるようなところなんです。このあたりについてどうしていくかというのが一つの課題なんですけれども、このあたりについても、基本的にはその線に沿ってやっていただけるように、いろいろな形でお願いなりしていく必要があるかなと思ってます。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○宮原委員 この東アジアの観光誘客推進事業で、旅行会社等への送客の支援とか招聘とありますけど、ちょうど鹿児島線が就航したときに、向こうに行った話を聞かせてもらったら、座席数の100席を一つの旅行会社さんが押さえてるような状況で、それが九十何%搭乗していただくということで、安定運航につながってるというような話も伺ったんですが。今回、宮崎—香港線という形になると、旅行会社等への送客の支援といった部分は、そういうようなメインになる旅行会社から接触があってるのかどうか、お聞かせいただけますか。

○孫田観光推進課長 宮崎—香港線につきましても、大手旅行会社の方と香港航空との間で、そういった就航に向けて、どういった協定ができるのかという調整をされているということは

伺っておりますけれども、あくまで民のお話でございますので、現時点において詳細については、こちらで把握はしていないところでございます。

○宮原委員 ちょっと一般質問の折にも、知事が向こうの大手の社長と電話で連絡をとってますという話でしたけど、しっかりとしたところがかんでいただくことで安定運航につながるのかなと思いますから、そのあたりは民ということはわかるんですけど、こちらからもお願いをするような、そういう状況も努力をしていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

それと、大型クルーズ船誘致環境整備事業の防舷材を設置するというものでしたけど、この防舷材というのは船の大きさが大きくなるので、その増設ということでいいんですよね。

○孫田観光推進課長 現状でも防舷材はついておりますが、それを当初予算で13万トン級対応で増設、さらに16万トン級ということで、伸ばしたものを増設するというところでございます。

○宮原委員 ちなみに、今、何基、これがついてるんですか。

○孫田観光推進課長 現時点で7でありますのを8にするということになります。

○宮原委員 そして、あと1点。スポーツ地域活性化策等調査研究事業ということで、事業の概要については、先進地の調査を行うということになってるようですが、商工観光労働部と教育委員会がそれぞれテーマに沿ってということのようですが、先進地の調査ということになると、国体が2巡目がどうのこうのという話も、一般質問等でも出たようなんですけど、国体が近づいてるとか、そういうようなところがこの委託を受けるのか、そのあたりについてわかり

ますか。

○孫田観光推進課長 今、お尋ねなのは、こちらの調査研究で視察をしようとしている候補地ということですか。

○宮原委員 どういうところを考えておられるのか。先進地です。今後であれば今後ということでもいいんでしょうけど。

○孫田観光推進課長 当初の公募に応募した際の申請書類等では、まだ具体的にそこまでは示しておりませんので、今後、教育委員会等としっかり話をして、どこが適当なのかということを経験してまいりたいと思っております。

○宮原委員 はい、わかりました。

○後藤委員 東アジア等観光誘客推進事業、特に、東アジア地域、東南アジア地域なんですけど、九州観光推進機構との連携です。今議会でも、九州は一つとして売るべきだ、あるいは南九州3県、そして宮崎県単独っていう3つに分かれるような気がするんです。九州内各県も九州というブランドでアピールしないとなかなか厳しいということで、効率を考えると、やはり九州観光推進機構との連携なんですけど、そこ辺の基本的な考え方っていうのを、ちょっと教えていただきたいんです。

○孫田観光推進課長 九州観光推進機構におきましては、昨年から九州観光戦略というのを九州各県参加して検討をしてきたところでございまして、今年度、観光戦略の柱となります、九州全体で取り組むキャンペーンといったもののテーマといいますか、そういった方針が定められたところでございます。その中身といたしましては、九州の一つの統一イメージといいますか、まず、温泉を入り口とした、各地の特性を生かした観光地ということで、国際戦略という対外的な取り組みをしていこうということで現

在、取り組みを始めたところでございます。

○後藤委員 今、温泉って出ましたけど、もう一つの観光誘客の大きな柱として、ショッピング。大型クルーズ船も関係してくるんですが、宮崎、ショッピングは思ったようにいきません。なかなか厳しい面がある。私は、やはり九州観光推進機構との連携を非常に強化すべきじゃないかと思ってるものですから。一つの要望です。

○新見委員 2ページの事業概要の(3)Wi-Fi設置支援事業、これは、今回の補正が初めてだったですか。今年度の当初または25年度の補正でも上がってたですか。確認です。

○孫田観光推進課長 現在、Wi-Fiの設置につきましては、特に緊急を要するというところで、外国人が利用していただけるホテル・旅館というものを対象に、今年度整備を行わせていただいております。現時点で、この対象として申請をして、あるいは工事を進めているところが18のホテル・旅館ということになっております。今後、まだ予算残額が若干ございますので、さらに広めていきたいということで取り組んでいるところでございます。

○新見委員 1施設当たり、幾らぐらいの補助でしたっけ。

○孫田観光推進課長 補助金額につきましては、上限30万円ということで行っておりますが、宮崎市内の場合ですと、さらに宮崎市がその2分の1、15万円を助成するという制度でやっている聞いております。

○新見委員 ホテル・旅館等となっておりますけど、この、等には何が含まれるんでしょうか。

○孫田観光推進課長 民宿なども入るということで、等をつけさせていただいてます。

○新見委員 これ、ちょっと直接議案と関係ないんですけども、県内の、今のWi-Fiの設

置状況って把握されてますか。

○孫田観光推進課長 申しわけありません。県全体のWi-Fiは把握しておりません。

○新見委員 わかりました。結構です。

○太田委員 宮原委員に関連するかもしれませんが、2ページの誘客推進事業、これ認知度向上ということでの確な事業をされたと思ってます。

ちょっとわからなかったのは、棒線部の旅行会社等への送客支援、これは旅行会社の何らかの実績に応じて出していくということなのか、具体的な支援の仕方はどういうようなものなんですか。

○孫田観光推進課長 旅行会社等送客支援事業と申しますのは、香港の旅行会社に対しまして、送っていただいた1人当たり幾らというような形で積算をするものになっております。今回は、一番早くて12月に就航された場合でも対応できるように4カ月分を計上させていただいております。中身といたしましては、一応、お一人3,000円の助成をするという形になっております。

○太田委員 これ、香港の旅行会社のことなんですね。わかりました。

それと、棒線部、それぞれ引いてありますが、1,300万円の予算の割り振りは、それぞれどのくらいになってますか。

○孫田観光推進課長 送客支援事業が897万6,000円、招聘事業が238万円、旅行商品の造成支援が100万円、メディアタイアップキャンペーンに150万円、就航記念イベントに11万1,000円ということにしております。

○太田委員 はい、わかりました。

5ページの、今度は使用料及び手数料徴収条例の関係ですが、今、説明があったように、経費及び資産の価値といいますか、そういったの

も加味して計算したということでもあります。金額的には妥当な金額だろうと思いますが、この中で高いので550円、400円、425円っていうのがあります。これは何らかの資産価値があっただけでこうなったんでしょうが、こういう高いっていうのは——高いと言っていいかわかりませんが——どこ辺が影響したのか、ちょっと教えてください。

○佐野産業振興課長 使用料にばらつきがあるということ、35円から550円という形になっているんですけども、これは、機械器具の場合は、機械の稼働に必要な光熱水費とか機器の償却費あるいは修繕費等、それから消耗品、資材等を積み上げて1時間当たりの単価を決めております。基本的にそういった中で一番大きく影響するのは機器の償却費で、機材が高いということが一番大きく影響しているところでございます。

○太田委員 結局、償却費ですね。カウンタプレッシャ充填機とか。わかりました。

5円単位で出してますけど、これは、何らかの企業なり、個人で使うのもあるかもしれませんが、支払いっていうのは、細かいことですが、後で振り込みとかいうことであればいいんでしょうけど、現場で徴収するということはあるんですか。ラボのほうで現金をいただくとかいう手法はとってるんですか。

○富山産業集積推進室長 食品開発センターで使用される機器につきましては、実績に応じて県の証紙で支払われることとなります。ですから、現金のやりとりは直接はございません。

○太田委員 ないということね。じゃ、後払いということになりますね。だから、5円単位であっても、そんなに負担は変わらないということと理解していいですか。

○富山産業集積推進室長 はい。初めにしっか

りわかっていれば、その金額を申請の段階で出させていただきますし、実績が確定した段階、わかった段階で払っていただくということになるかと思えます。

○太田委員 わかりました。5円単位が気になったものですから、直接払うことが多いから大変だろうなと思ったんですが、そういうやり方ですね。

最後に、3ページの大型クルーズ船の関係ですが、宮崎県の場合は油津港、ここが唯一のクルーズ船を誘致する港ということで説明がありましたけど、そういうことでいいんですね。ほかにはないですね。

○孫田観光推進課長 クルーズ船の寄港地といたしましては、細島港と油津港ということになります。大型化に対応できる広さと深さを持っているのが油津港であると。ですから、細島港についても従来どおり7万トン級までの受け入れは可能と。実際に、また来ていただいているという状況でございます。

○太田委員 はい、わかりました。

○中野委員 2ページ、香港線の話です。旅行会社等への送客支援、さっき1人当たり3,000円という話、これは宮崎から行く場合も対象になるの。

○孫田観光推進課長 こちらは、インバウンド対象ですので、香港からのお客様のみが対象になっております。

○中野委員 それと、総合交通課も今回、この件で予算を上げてるんじゃないかな。あそこはどのような予算組みなんですか。

○孫田観光推進課長 総合交通課の補正予算につきましては、旅行会社ではなく、航空会社の運行に対する支援というふうに聞いております。

○中野委員 もう一つ。使用料と手数料。5ペ

ージのこれ、例えばどうやって金をもらうのか、全然イメージが湧かんです。同じ部屋にいろんな器具があったりとか実態がわからんもので、1時間以内の単位でした場合、実態としてはどんな徴収の仕方なの。

○森下食品開発センター所長 実際の支払いの方法なんですけども、食品をつくるときに、例えば飲料製造装置ですと、カーボネーターとか充填機とかキャッパーとか使いますので、それぞれ使う時間帯、これ1時間使うし、これは2時間使うとか、使った時間も違いますので、それぞれを、これは1時間分、これは2時間分で、計で3,500円になるとかいう形で、実績で県の証紙で払ってもらうというような形になります。実際に職員が立ち会っておりますので、そういう何時間使ったとか、そういうのもチェックした上で手続をしてもらうというような形になります。

○中野委員 例えば、工業試験場の大きな機械を使うっていうのはわかるけど、これ、全然イメージが、オープンラボになってもいろいろ一部屋にあるわけでしょう。それを仕事しながらつけていくのか、もうちょっと大きくくりで、全体使って何ぼとか——県は、出張命令を2キロごとに一回一回出して、昼からみんな印鑑押しだとかいう笑い話があるし——この辺、やっばちょっと使うほうも漏れたりして、何かもっと大きくくりで、1時間当たり何を使っても何ぼとか、そういうことは制度上でできんとですか。

○富山産業集積推進室長 実際に企業さんがオープンラボを占有して使っていたときには、そのときまでに、どういう人がどういうふうな作業を、どういう装置を使ってどんなふうにするというマニュアルをしっかりと構築していただいた上で、やっていただくということにしてま

す。品質管理、衛生管理、そういった面からマニュアルをしっかりとつくって、決められた形で、それまでに試行錯誤をして検証して食品開発センターの職員等が指導して、これだったらうまくいくということを決めた上で、それを事細かにマニュアルに落とし、そのとおりのステップでやっていただくということになりますので。例えば、カーボネーターをこの段階で、何時間で、何検体やりますというようなことを、しっかりと改めて計画を立ててやっていただくということになりますので、おっしゃったような煩雑さは生じないというふうに考えております。

○中野委員 企業も、自分のところで研究員を抱えてやって、その部分だけぱっと使いたいというときに、ほかの人が使ったら使えんわね。そこ辺をやっば一々指導を受けないといかんわけ。

○富山産業集積推進室長 まだ試行錯誤の段階、企業さんの研究員さんがこの設備を使われて、いろいろ試行錯誤して、その条件を固められるまでの間は、技術指導という形で、現在も食品開発センターの装置も使用料はいただいておりますので、そのような取り扱いになる方向で今、検討をしております。

○中野委員 そのうちに使い勝手が悪いというクレームが出てくるだろうと思うけど、また、そのときに対応します。

○渡辺副委員長 数点、お伺いします。

まず一つは、東アジアの観光の面で、先ほどもWi-Fiの話がありました。そのWi-Fiがフリーで使える環境がたくさんあるのはいいことだと思うんですが、今、宿泊施設への設置の補助の支援をしてるということで、現状、18のホテルっていうことでしたが、全てが整うのが一番いいことなんでしょうけれども、県とし

て一定程度、このぐらいの数の宿泊施設まで、例えば、泊まれる外国人全体の8割の宿泊施設ぐらいまで、Wi-Fiをとりあえず整うような環境にしたいというような目標値があるのかどうかということと、その現状の18というのが、今、そういう意識の中で考えたときに、まだまだ全然、十分な数に達しないと考えている状況なのか、それとも一定数のところまできてるってような状況なのか、そこの考え方はいかがなんでしょうか。

○孫田観光推進課長 宿泊施設がどのようなお客様を対象として営業しているかというのは、それぞれの宿泊施設の御判断ということですので、外国人客を多く受け入れたいというところは積極的にこの事業でWi-Fiを整備されるというふうに考えております。その際、目標値というのは特に掲げておりません。

一方、現在18、今年度取り組んでいただいておりますけれども、県内の主要な宿泊施設については、かなりの部分、カバーできたと考えております。残りのところでぜひやっていただきたいというところには、これからまた、改めて働きかけをしていきたいと思っております。

○渡辺副委員長 はい、わかりました。

あと、同じページの話で、もう一点なんですが、東南アジア地域誘客対策事業で、先ほども出ました九州観光推進機構と連携してということですが、例えば、シンガポールやタイ、宮崎からだ今時点では直行便もないと、福岡等があるということになるんだろうと思いますが。

ちょっと不勉強でわからないんですが、例えば香港の方は日本へ旅行に行きたいと、しかも繰り返し何度も行くという傾向もあって、南九州でも十分にお客さんをとれるっていうお話は、

先日、香港でもいろいろ勉強させていただいたところなんですけれども、シンガポールやタイというところは、特に、九州の中でも南側から見たときに、こっちに来てもらえるっていう可能性が高い気質みたいなものを含めて、そういう環境が十分にあるという上で、当然こういう判断になってるんだらうと思うんですけれども、その辺についての考え方をちょっとお伺いできればというふうに思うんですが。

○孫田観光推進課長 国際線については、現在、宮崎県2路線、そして香港線でようやく3路線ということでございますけれども、直行便がふえれば大変ありがたいんですが、宮崎空港のキャパシティー等もあってなかなか難しいところがございます。ただ、今回、香港とつながります。台北とも飛んでおります。仁川とも飛んでおります。こちらは、いずれもアジアのハブ空港あるいは準ハブ空港として各地方と接続されておる大規模な空港でございますので、ここを經由して入っていただくルートというのも十分あり得るのかなというふうに思っております。

現在、今、委員からお話がありましたタイなどは、先日の私の見た調査によりますと、各国ずっとある中で、日本が大好き、日本が好きというのがほぼ100%に近いというような調査結果もあるようですし、日本に行きたいという意向が大変強い国であります。こちらが、今現在、関東、東京から大阪を結んだ、いわゆるゴールデンルートを中心に来ていらっしゃいます。けれども、これだけお好きであれば、リピーターとして、さらにほかの、次の旅行先をまた探されるだろうと。そのときに対応できるような体制をとっておくべきであろうというふうに思っております。

○渡辺副委員長 わかりました。

最後に、3ページの大型クルーズ船の関係ですが、今後、アジアに16万トンの船が配備されるということで、油津もそれに対応できる環境をつくるっていうことでしたけれども、先ほど都市間での競争も非常に厳しくなってるというお話でしたが、九州というくくりでも結構ですし、西日本というくくりでもいいですが、16万トンの船がほかにも入れる環境を持ってる港っていうのは、要するに油津と取り合う可能性のあるところっていうのは、ほかにどういう港があるとお考えでしょうか。

○孫田観光推進課長 16万トン級が入れる港は、実は九州にはございません。もし、油津港がやれば九州で初めての大型客船が入れるということになると考えております。港の広さそのものでは博多港が13万トン級、長崎港15万トン級ということになっておりますけれども、キャパシティー、物理的な広さはあるようではございますけれども、これを受け入れるためには、いわゆる審査会といいますか、国のほうの協議をして、その許可をもらわないといけないという手続があるもんですから、それを行っておるのは、油津港は今、先行してるというふうに考えております。

○中野委員 東アジア等観光誘致ですが、この5,499万3,000円、これは観光推進課で直接、事業費で持ってるやつ、それともコンベンションとか、そっちも投じて事業してるとか。

○孫田観光推進課長 基本的には、観光コンベンション協会さんをお願いをして、実際の執行に当たっていただくということになっております。

○中野委員 それで、部長が一生懸命集めたこの金額って、例えば、香港の事務所借り上げとか人件費まで多分入ってるわね。

○孫田観光推進課長 こちらの中には香港事務

所の維持費等は入っておりません。全部、この目的のために使用する金額になっております。

○中野委員 この5,400万円。

○孫田観光推進課長 この5,400万円の中には、我々の営業に行くための旅費が若干入っておりますけれども、それ以外、全てこういった、実際に使う金額ということになっております。

○中野委員 じゃ、これは大体ほとんどPR宣伝費ということで、固定的な経費は入っていないというこの理解でいいわけですね。

○孫田観光推進課長 基本的には、この中は最初の就航当初の重点的なPR、キャンペーンのための経費ということでございます。

○中野委員 いやいや、この5,400万円。

○日下オールみやざき営業課長 御指摘のとおり、香港事務所の設置等の経費につきましては、こちらの中には入っておりませんので、別途オールみやざき営業課のほうで農政水産部のほうから分任をする形で執行をしているというものでございます。

○中野委員 じゃ、今、宮崎県の観光予算のうち、真水、PR費を含めて観光と、これが5,400万円っていう認識でいいわけですね。

○孫田観光推進課長 5,400万円というのは、いわゆる東アジア分の観光誘致宣伝費ということになります。

○太田委員 4ページのスポーツによる調査研究事業ですけど、②のところに研究機関宮崎大学医学部附属病院と栄養士会も入ってますね。

これ、まだ研究の段階で300万円程度の予算ですから、どうということはないとは思いますが、プロスポーツ合宿等で、その人たちの食事というのを非常に研究されてる旅館もありました。こういう食事だったらまた来たいというようなことで、何かそういう特色を出されてるところ

もありましたが、そういったのも多少研究の対象になるのか。これ、栄養士会やらが入ってたから。それと、ロコモ何とか、ちょっと忘れました。十屋議員が質問もされましたけど、ロコモというテーマでのものも、この研究事業の中に多少入ることができるのかどうか。

○孫田観光推進課長 研究機関という形で、医学部附属病院と栄養士会が入っております。研究機関の立場で検討会議に御参加いただき、その検討会議の中で話し合いますのが、委員が今、御指摘にありましたように、旅館やホテルで既にノウハウが蓄積された料理、こういったものも栄養士的な立場で見たらどうかとか。そういった観点でもう一度しっかりしたものをつくった上で、また、標準化的なものもして行って、さまざまな宿泊施設等でそういったノウハウは活用できるようにするといったものも、この中へ入ってくるかと思えます。

○太田委員 幅広く、よろしくお願ひしたいと思えます。

○岩下委員長 それでは、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○佐野産業振興課長 それでは、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例の規定に基づきまして、当課が所管します県出資法人の経営状況等について御報告いたします。

委員会資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、公益財団法人宮崎県機械技術振興協会であります。

1の役割等ではありますが、当協会は、機械金属工業の技術指導、調査研究等を行うことによ

り、その振興に寄与することを目的に、昭和54年に設立された法人であります。基本財産は300万円、うち県出資額が150万円で、出資割合は50%となっております。

次に、2の事業内容であります。

協会は、指定管理者として宮崎県機械技術センターの管理運営を行っておりまして、県北地域を中心とする機械金属関連の中小企業を対象に、技術支援、設備利用などの業務を行っております。なお、現在の指定管理期間は、平成26年4月から31年3月までの5年間となっております。

次に、3の組織等であります。

組織図にありますような体制となっております。理事長は延岡市長で、県OBである常務理事がセンター所長を兼務しております。

また、下の表にありますように、役員は16名で、そのほかセンターには常勤職員が4名おり、うち1名は県からの派遣職員であります。

続きまして、平成25年度の事業実績について御説明いたします。

平成26年9月定例県議会提出報告書の67ページをお開きください。

2の事業実績であります。表の中の(1)宮崎県機械技術センター管理運営受託事業であります。①の技術支援として、企業に対する技術指導や基礎技術研修を、②の設備利用として、三次元測定機等の利用を、③の依頼試験として、建設業や機械金属工業関係の試験などを実施しており、事業費は4,820万円余となっております。

続きまして、経営状況等につきまして、宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。同じ資料の183ページをお開きください。よろしいでしょうか。

中ほどの県関与の状況であります。人的支援は先ほど御説明したとおりでありますので、財政支出等から御説明いたします。

平成25年度は、県の委託料が4,820万円余となっております。先ほど御説明しました機械技術センターの管理運営事業費であります。

次に、下のほうにあります活動指標についてであります。

①の技術指導実施件数と②の設備利用件数は、目標値を上回る実績となっております。

一方、③の依頼試験試料数は、目標値に対し実績が大きく下回っております。これは、設備投資の減少や競争の激化等から試験が減少していることが要因と考えております。

次に、184ページをお開きください。

財務状況についてであります。

まず、左側にあります正味財産増減計算書の平成25年度の欄をごらんいただきたいと思えます。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は545万円であり、当期経常外増減額はありませぬので、当期一般正味財産増減額は同額となっております。

結果、一般正味財産期末残高は862万6,000円となり、これに指定正味財産期末残高452万円を加えたものが一番下の欄の正味財産期末残高で、1,314万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表の25年度の欄をごらんいただきたいと思えます。

資産は1,957万円余、負債は642万円余となっております。資産から負債を差し引いた正味財産は、先ほどの正味財産期末残高と同額の1,314万円余であります。

次に、財務指標についてであります。

①の県補助金等比率につきましては、目標を

下回り、②の人件費比率につきましては、目標を上回っております。

次に、総合評価についてであります。

まず、協会の自己評価につきましては、活動内容がA、財務内容、組織運営がBとなっております。

県の評価につきましては、活動面では、目標を下回るものがあるものの、積極的な企業巡回訪問や利用者満足度調査により利用者のニーズを把握して、サービス向上等に努められていること、また、財務面では、自己収入比率が低く、県の委託料への依存度が高いこと、そして、組織面では、県や企業から職員の派遣を受けていることなどから、活動面をA、財務内容と組織運営をBといたしております。

続きまして、平成26年度事業計画書について御説明いたします。

資料の72ページにお戻りいただけますでしょうか。

2の事業計画であります、(1)宮崎県機械技術センター管理運営受託事業につきましては、昨年度に引き続き、技術支援、設備利用などに取り組んでおります。

(2)機械技術高度化支援事業につきましては、ものづくり加工技術の相談や技術研修を行える人材を養成するものであります。

73ページをごらんいただきたいと思います。

3の収支予算書についてであります。

まず、ローマ数字Ⅰの一般正味財産増減の部における1(1)経常収益であります。

主な収入といたしましては、中ほどにあります受託事業収入の5,668万円余と、寄附金収入の127万円であり、経常収支計は5,800万円余となっております。

次に、(2)の経常費用であります、機械技

術センター管理運営受託事業費の5,056万円余と機械技術高度化支援事業費の668万円余、それから74ページになりますが、法人管理費145万円余の合計で、5,869万円余となっております。

最後に、74ページの一番下、ローマ数字Ⅲの正味財産期末残高であります、一般正味財産増減の部の一般正味財産期末残高と指定正味財産増減の部の指定正味財産期末残高を合計し、1,245万円を見込んでおります。

機械技術振興協会につきましては、以上でございます。

続きまして、公益財団法人宮崎県産業振興機構について御説明をしたいと思います。

お手元の常任委員会資料の7ページをまずお聞きいただきたいと思います。

1の役割等ではありますが、当機構は、県内中小企業における経営基盤強化、経営の革新などの事業を行うことによりまして、本県産業の振興と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的に、昭和59年に設立された法人であります。

出資総額は3億5,575万5,000円、そのうち県出資額は2億3,695万5,000円、出資割合は66.6%となっております。

次に、2の事業内容であります、(1)から、ページを移りまして(6)までの6つの視点から事業を展開しております。

次に、(3)の組織等ではありますが、(1)の組織図にありますように、当機構は、理事長等のもと、4課体制となっております。

(2)の役員及び職員数につきましては、理事と監事を合わせた役員8名のうち、理事長と副理事長が県OB、非常勤理事の4名のうち、商工観光労働部次長と県OBが1名、監事2名のうち、県OBが1名となっております。

常勤職員は16名でありまして、そのうち10名

が県からの派遣職員であります。

続きまして、平成25年度の事業実績について御説明いたします。

先ほどの平成26年9月定例県議会提出報告書の75ページをお開きください。

2の事業実績であります、(1)から(6)に概要がございますが、具体的には76ページから80ページに記載しております。主なものを御説明いたしますと、76ページの表の(1)経営課題等に対する相談、助言に関する事業のうち、①から③の事業は、県内中小企業からの相談対応や、専門家を派遣して助言指導等を行ったものであります。

次に、(2)新事業の創出、新分野への進出等に対する助成に関する事業、このうち77ページにあります⑤から⑦の事業は、産学官による共同研究開発、環境リサイクル関連の技術開発に対する支援を行ったものであります。

次に、78ページをお開きいただきたいと思います。

(3)の経営基盤強化に資する取引振興、設備導入等に関する事業のうち、①と②の事業は、県内中小企業の取引拡大を図るため、取引あっせんや商談会出展などを支援したものであります。

79ページをごらんください。

次に、(6)の産業振興の基盤づくりに資する人的、技術的ネットワークの強化及び高度化等に関する事業のうちでは、次のページの80ページにあります⑧の事業、これは、宮崎駅前のKITENビルに、みやざきフードビジネス相談ステーションを開設し、フードビジネスに関する相談助言を行ったものであります。

続きまして、経営状況につきまして、出資法人等経営状況評価報告書により御説明いたしま

す。資料の181ページをお開きいただきたいと思います。

中ほどの県関与の状況でございますが、財政支出等から御説明いたします。

平成25年度の県委託料は4,892万6,000円、県補助金は1億5,827万6,000円などとなっております。

次に、その他の県からの支援等ではありますが、事務所スペースは県から無償貸し付けを受けております。

次に、主な県財政支出内容ではありますが、①は小規模企業者等の設備導入のための貸付資金の原資貸し付けであります。

②は当機構の運営管理費に対する補助、③は専門家による中小企業への助言指導のための補助事業であります。

続きまして、下のほうの活動指標でございますが、①の総合相談件数及び③の産学官の共同研究グループ等への共同研究の支援の実績値は目標を下回っておりますが、②取引あっせん・紹介件数は、目標を上回る実績になっております。

①の相談件数は達成率が低くなっておりますけれども、25年11月に開設しましたフードビジネス相談ステーションでは、多くの相談を受けており、相談室の増設なども行うなど、今後、相談件数の増加が期待されるところでございます。

182ページをお開きください。

次に、財務状況についてでございます。

まず、左側の正味財産増減計算書の25年度の欄をごらんいただきたいと思います。

当期経常増減額は10億9,663万円余、当期経常外増減額は3,064万円余のマイナスとなりました。一般正味財産期末残高は3億6,302万円余となっております。

指定正味財産につきましては、下から2段目の指定正味財産期末残高が3億8,451万円余となりまして、この結果、一番下にあります正味財産期末残高は7億4,754万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表の平成25年度の欄をごらんいただきたいと思っております。

資産は293億5,407万円余、負債は286億653万円余となっており、この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は7億4,754万円余となっております。

次に、財務指標についてであります。

①の県補助金等比率、②の自己収益比率及び③の流動比率につきましては、いずれも目標値を上回っております。

次に、直近の県監査の状況でございますが、平成25年度の包括外部監査におきまして、貸倒引当金の算定方法について、記載されておりますような指摘を受けておりますが、当機構で会計指導を行う会計検査人とも協議の上、改善を図ったところでございます。

次に、総合評価について御説明いたします。

機構の評価では、活動内容と財務内容をB、組織運営をAとしております。

県の評価としましては、活動面では、指標に未達成はあるものの、中小企業の取引振興など積極的に事業を展開していること、財務面では、借入金残高が多いものの、指標を達成していること、そして、組織面では、理事会等の運営、業務執行体制の整備など、適正な運営がなされていることなどから、活動内容と財務内容をB、組織運営をAといたしております。

続きまして、平成26年度事業計画について御説明いたします。

ページを戻りまして、87ページをお開きいた

だきたいと思っております。

2の事業計画であります。26年度も(1)から(6)にあります6つの視点に沿って事業を整理しております。

ここでは、主な新規事業について御説明いたします。

まず、89ページをお開きください。(2)の⑧の事業になりますが、フードビジネスブラッシュアップ支援体制構築事業は、フードビジネス相談ステーションに寄せられるアイデアの卵を商品開発に向けて磨き上げるための支援体制を構築するものであります。

次に、90ページをお開きください。(6)の⑧のフードビジネス衛生管理向上支援事業は、HACCPなどの食品の衛生管理の認証取得などに要する経費を支援するものであります。

次に、91ページをごらんいただきたいと思っております。収支予算書についてであります。

ローマ数字Ⅰの事業活動収支の部の中の一つ下の事業活動収支差額が7,374万円のマイナス、ローマ数字Ⅱの投資活動収支の部の中の一つ下、投資活動収支差額が2,620万円余のプラス、ローマ数字Ⅲの財務活動収支の部の中の一つ下、財務活動収支差額が1億482万円余のマイナスであります。

この結果、表の下から3番目、当期収支差額は1億5,236万円余のマイナスとなります。前期繰越収支差額7億7,542万円余を充当することによりまして事業を執行してまいります。

産業振興機構につきましては、以上でございます。

○孫田観光推進課長 観光推進課からは、宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づく、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

当課の所管法人は、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会です。

初めに、協会の概要について御説明いたします。委員会資料の9ページをお開きください。

1の役割等です。

当協会は、国内外の観光客、コンベンション、スポーツ大会・合宿等の誘致等を行い、本県の観光やコンベンション、スポーツの振興を図り、地域経済の活性化等に寄与することを目的としております。

なお、基本財産は2億8,000万円で、うち県の出資額は1億750万円、出資割合は38.4%となっております。

3の組織等です。

平成26年4月1日現在で、理事と監事を合わせた役員は12名で、うち常勤役員が県OBの専務理事、常務理事の2名となっております。また、常勤職員は21名で、うち県からの派遣職員が6名となっております。

次に、経営状況等の詳細につきましては、出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。

平成26年9月定例県議会提出報告書、これの185ページをお開きください。

まず、一番上の概要とその下の県関与の状況の人的支援の状況は、先ほどの委員会資料で御説明いたしましたものと同じ内容ですので説明は省略させていただきます。

次に、財政支出等についてですが、県委託料はございません。県補助金は、協会の運営経費、観光推進事業、コンベンション推進事業、スポーツランドみやざき推進事業等に係る補助金です。県交付金・負担金・出資金はございません。

次に、主な県財政支出の内容についてですが、①の運営費補助金は、コンベンション誘致、ス

ポーツ合宿誘致等に係る運営費補助でございます。

②のスポーツランドみやざき推進事業は、スポーツイベント等の開催に係る支援等となっております。

③のコンベンション等開催支援事業は、コンベンションの開催に係る主催者に対する補助でございます。

④の神話のふるさとみやざき誘客促進事業は、国内外からの観光客誘致のための対策等に係る経費です。

⑤の東九州自動車道を活用した観光誘客促進事業は、平成26年度の新規事業であり、大分県と連携した東九州パンフレットの作成や、高速道路の割引制度を活用したキャンペーンの実施などに取り組んでいるところです。

次に、活動指標の目標値については、宮崎県総合計画、未来みやざき創造プランのアクションプラン等から設定をしております。

①の観光客数は、暦年における県内外からの観光客数ですが、資料作成段階では、25年の実績値が未確定でありましたことから、24年の目標値と実績値をここには記載しておりますけれども、目標値1,424万5,000人に対して、実績値が1,389万9,000人で、達成度は97.6%となっております。

なお、この後、その他報告事項で、平成25年観光入込客統計調査結果について御報告いたしますけれども、そこに出ております平成25年の目標値1,442万5,000人に対して、実績値が1,517万7,000人となっており、達成度は105.2%というふうになったところでございます。

また、②のコンベンション延べ参加者数は、25年度の目標値27万4,000人に対して、実績値が23万9,517人で、達成度は87.4%となっており、昨

年度は、延べ約2万人が参加した日本消化器外科学会などが開催されましたけれども、残念ながら目標達成には至らなかったところであります。

③のスポーツキャンプ延べ参加者数は、25年度の目標値16万8,500人に対して、実績値が17万3,633人で、達成度は103.0%と、実績値で過去最高の参加者となったところであります。

なお、コンベンションの参加者数とスポーツキャンプ参加者数の平成27年度の目標値につきましては、今後、観光審議会の意見を参考にしながら、平成26年度中に検討を行い、平成27年6月に設定する予定としております。

次に、186ページをお開きください。

財務状況について、25年度決算額の御説明をいたします。

まず、左側の正味財産増減計算書であります。この表は、事業活動等に伴う正味財産の増減の内容を示したものであります。

経常収益は3億7,509万円余であります。また、経常費用は3億7,804万円余でありまして、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、マイナスの294万円余となっております。

その結果、一般正味財産期末残高は4,236万円余となり、指定正味財産期末残高2億8,107万円余と合計して、正味財産期末残高は3億2,343万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表についてであります。この表は、年度末現在の資産、負債及び正味財産の状況を示したものであります。

資産は、現金、普通預金などの流動資産が9,005万円余、基本財産、特定財産などの固定資産が2億9,940万円余で、資産合計は3億8,946万円余となっております。

続いて、負債は、未払い費用などの流動負債

が5,405万円余、退職給付引当金からなる固定負債が1,197万円余で、負債合計は6,602万円余となっております。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収入比率は、当期支出合計に対する自己収入の割合であります。達成度94.8%となっており、わずかに目標に達していません。

②の自主事業比率は、当期支出合計に対する自主事業費の割合であります。達成度160.9%となっており、良好な状態にあります。

③の管理費比率は、当期支出合計と人件費等の管理費の割合であります。達成率186.6%となっており、良好な状態にあります。

次に、直近の県監査の状況についてであります。

平成25年10月の県監査が行われた結果、特に指摘・注意事項はありませんでした。引き続き、適切に業務運営を行うよう指導を行ってまいります。

最後に、総合評価について御説明いたします。

まず、協会の自己評価について、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしているところであります。

これに対する県の評価といたしましては、①組織体制について改革を順調に推進していること、②活動指標が一部未達成であるため、今後の再検証が求められること、③財務指標は、全て目標を達成していることなどから、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしたところであります。説明は以上であります。

○岩下委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 今、宮崎県産業振興機構、いろいろ数字を聞いたんだけど、設備貸与、この状況はどうですか。今ずっと景気が落ち込んできて、

収支、収入の部は、本当は収支といったらそこしかないわけで。まだ、貸与はあるの。そこ辺の状況。

○川畑金融対策室長 現在、産業振興機構を活用して行っている設備導入等貸付資金なんです。21年度までは貸与と貸し付けと両方あったんですけども、貸与につきましては21年度までで休止をしております。今現在は、設備導入の資金に係る2分の1の貸し付けのみを行っております。

貸し付けにつきましては、25年度の実績としまして、25年度が20件で1億1,856万円で、26年度、8月までの状況なんでございますけれども、予定している件数が12件で、予定額が1億4,415万円。昨年度よりは今の時点で上回っている状況でございます。

○中野委員 結局、日本経済と一緒に、今やっと設備導入が上がってきた。大体そんな状況になってるっていいわけですね。

○川畑金融対策室長 全体としてということは、ちょっと申し上げられないんですが、設備導入資金の申し込みの受け付け件数につきましては伸びているといった状況でございます。

○中野委員 コンベンション協会、いろいろここで大変やろうなと。こんな書類つくって、大体コンベンション協会の収入というのは会費が主、ほかに何か収入が出てきたのかな。

○孫田観光推進課長 事業を行う上での一番大きなものは、県からの補助等ですけども、自己財源といたしましては、会費収入及び事業収入として、観光カレンダー等を販売した分の収入が若干ございます。

○中野委員 そういう中で、こんだけの分析をするの大変だろうなと思って、収入が、財務がどうなった、こうなったって、人件費と県の繰

り入れ、それと会費しかないわけで。今のシステムがこんな目標値を立てて、人を切れば財務はよくなる話だし、本当に意味があるのかなと。ある程度せんといかんけど。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○田中商工政策課長 それでは、常任委員会資料の10ページをお開きください。

県内経済の概況について御説明をいたします。

まず、1の総論でありますけれども、本県では、消費税率引き上げの影響などにより、個人消費等に弱さが見られるものの、生産や雇用情勢の改善もあり、日銀の宮崎事務所では、消費税率引き上げの影響による振れを伴いつつも、基調としては持ち直しの動きが続いているとの判断で、宮崎財務事務所も同様の分析となっております。

次に、11ページをお開きください。

(1) 県内大型小売店の販売額です。駆け込み需要の反動が徐々に和らいでいるものの、直近の7月では、梅雨明けが昨年よりもおくれたことや台風の影響など、いわゆる天候要因もありまして、前年同期に比べてマイナスが続いております。

(2) の乗用車の販売台数ですが、昨年後半から本年3月までは前年同期を上回り、また、4月以降も軽自動車が強調だったことから前年並みでしたけれども、7月、8月と、このところマイナスで推移をしております。

12ページをごらんください。

(3) の観光でありますけれども、宮崎市内の主要ホテル・旅館の宿泊客数ですが、平成25年の3月以降、前年同期を上回る水準でしたけ

れども、本年4月は交通費等の値上がりもありマイナスとなりまして、また、7月、8月も台風の影響等で大きく減少をしたところでありませぬ。

(4)の製造業の生産ですが、全国の鉱工業生産指数、点線の部分ですけれども、これらの輸送機械の減少等で弱含んだ動きとなっております。ただ、本県におきましては、実線の部分ですが、ウエートの高い食料品等が生産水準を引き上げる動きが見られまして、全体としては緩やかな増加傾向が続いております。

13ページをお開きください。

(5)の雇用情勢であります。アの有効求人倍率ですが、7月は0.93倍で前月を下回りましたが、医療・福祉を中心としまして新規求人が高い水準であり、持ち直しの動きが続いております。

また、イは、ハローワークでは捕捉できない雇用情勢を把握するために、県内の民間有料職業紹介及び広告事業者にアンケート調査を行ったものであります。県内の主要な事業所を選定しておりまして、これで雇用情勢の大まかな傾向はつかめるものと考えております。

表の上の欄、求人数につきましては、4～6月期の実績並びに7～9月期の予想ともに増加というところが最も多くなっております。

一方、下の欄、求職者数ですが、4～6月期の実績では、変わらないというところが多く、7～9月期の予想では減少というところが最も多くなっております。

各事業所からは、介護事業の求人が増加している、若年者層の求職動向が低い一方、中高年齢層は高いといった声が聞かれました。

この調査及びハローワークのデータから、求人の量的な観点からは、雇用情勢は引き続き改

善傾向にあると考えられます。

14ページをごらんください。

(6)消費税率引き上げの影響について、7月に実施いたしましたアンケートの結果であります。消費税率引き上げ前の例年と比較しました本年4月の売り上げ、これの半数の事業所が減少となりまして、特に小売・飲食関連業では約9割が減少ということになっております。一方で、製造関連業や建設関連業では減少したという事業所は約3割ということで、業種間で差が見られたところでございます。

売り上げの回復時期の見込みについてですが、わからないという回答も4割ありますけれども、半年以内の回復を見込む回答が多数を占めたところでございます。

今回の調査結果からは、消費税率引き上げの影響はおおむね短期的と考えられますけれども、一方で、原材料費等のコスト増を懸念する声も多く聞かれておりますので、引き続き、状況を注視していく必要があると考えております。

商工政策課は以上であります。

○福嶋地域雇用対策室長 委員会資料の16ページをお開きください。

みやざきJOBパークプラスの設置について御報告いたします。

1の概要ですが、本県が設置しているヤングJOBサポートみやざきと、ふるさと雇用情報センターに、国の機関である、宮崎わかもの応援ハローワーク宮崎駅前コーナーを併設し、一体的に就労支援を行うことといたしました。それらを総称して、みやざきJOBパークプラスという愛称で呼んでおります。

業務開始は、9月1日で、この日に開所式を行い、岩下委員長に御祝辞を賜ったところです。重ねてお礼を申し上げます。

3の設置場所につきましては、これまでヤングJOBサポートみやざきと、ふるさと雇用情報センターが入居していた宮崎駅前のKITENビル3階で変わりはありませんが、ほぼ倍のスペースを有する西側の部屋に移転をし、ハローワークコーナーを併設したところであります。

4の支援内容をそれぞれ上げております。

まず、(1)ヤングJOBサポートみやざきでは、自分にどんな仕事に向いているのかわからないといった若者へのキャリアカウンセリングや、就職活動に必要な面接の受け方といったスキルを習得するセミナーを開催しており、スタッフ4名を配置しております。

次に、(2)のふるさと雇用情報センターでは、年齢にかかわらずU・Iターンを希望する方への相談対応や人材バンクによるマッチングを行っており、スタッフ4名を配置しております。

さらに、(3)では、国の機関ではありますが、5名のスタッフで、就職先を探している若者に対してさまざまな職業を紹介し、マッチングを行っていきます。

これら3つの施設がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携していくこととなりますが、具体的には、(1)のヤングJOBサポートみやざきで適性を見たり、就職相談を行った方がその結果を踏まえて(3)のハローワークコーナーで就職先を紹介してもらい、あるいは(2)のふるさと雇用情報センターで就職先の相談があった場合に、人材バンクの登録企業にとどまらず、ハローワークの求人情報の中からマッチしそうなものを紹介していくといったことがスピーディーにできるようになります。

最後に、6であります。一体的実施による効果としましては、ワンストップでサービスが受けられるようになるため、利用者の利便性が

向上するとともに、ハローワークの豊富な求人情報を背景に、就職決定者数の増加が期待されるところであります。説明は以上であります。

○孫田観光推進課長 常任委員会資料の17ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年宮崎県観光入込客統計調査結果につきまして御報告をいたします。

まず、1の調査時期は、平成25年1月1日から12月31日までであります。

2の調査結果概要についてであります。

(1)観光入り込み客数についてであります。平成25年は1,517万7,000人で、前年に比べ127万8,000人、率にして9.2%増加しております。

このうち県外客は757万8,000人で、前年に比べ78万4,000人の増加、県内客は759万9,000人で、49万4,000人の増加となっております。

また、宿泊客は328万8,000人で、前年に比べ44万8,000人の増加、日帰り客は1,188万9,000人で、83万人の増加となっております。

増加の要因といたしまして、順調に景気回復が進むとともに、円安の進行により海外旅行から国内旅行にシフトする動きが出てきたことで、これまで行ってきた誘客対策の効果があらわれたものではないかというふうに考えております。

次に、(2)観光消費額についてであります。

平成25年は1,544億9,900万円で、前年に比べ81億5,000万円、率にして5.6%増加しております。

このうち県外客は1,126億100万円で、前年に比べ70億2,100万円の増加、県内客は418億9,800万円で、11億2,900万円の増加となっております。

また、宿泊客は868億4,500万円で、前年に比べ141億3,400万円の増加、日帰り客は676億5,400万円で、59億8,400万円の減少となっております。

平成25年宮崎県観光入り込み客統計調査結果につきましては、以上であります。

○岩下委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○中野委員 この観光統計ですけど、これ、ある程度、各県統一したとか、ちらちらそんな話を聞きよったけど、これは、少しは、統一したやり方というのは、出てきてるのかな。

○孫田観光推進課長 委員のおっしゃるとおり、従来、各県が独自の手法でそれぞれの数字を公表している状態でありましたけれども、平成22年に国が統一基準を出すという動きになりました。順次、各県が年々同じ基準を採用した上で数字を公表する段階になってきているという状況でございます。

九州におきましては、今年度からほぼ全県が同じ基準で出すという状況になっております。

○中野委員 じゃ、比較できるということですね。

それからもう一つ、有効求人倍率、大体、傾向というのも全国一緒やけど、やっぱり慢性的には介護関係と建設業。求人倍率の大きいところって、大体あとどんな分野があるか。事務職になるとほとんどないという感じでね。

○福嶋地域雇用対策室長 有効求人倍率でも医療福祉がやはり一番高いという状況でございます。一つは、やめる方も一番多いというのが医療福祉でございます。その結果、有効求人倍率、たびたびの求人が出され、それが埋まらない状況が続きますと積み重なっていくということで、有効求人倍率が高くなる傾向がございます。

ちなみに、直近の7月の雇用情勢でございますと、職業別の有効求人倍率、一番高いのは建設躯体工事の職業、これが3倍、それと、次に建築土木技術者、これが2.5倍、続きまして、福祉

関連職業ということで1.56倍、ここが一番高い3つになります。

○中野委員 職を探してる人が職種を選ばなければ、ほぼ就職できるという話やけど、そういうミスマッチで職を探してる人、そこ辺は今どうなってるかというのが、あんまり数字がわからんのやけど、これは県のほうじゃとれんのかな。

○福嶋地域雇用対策室長 なかなか数値的にはとれないところでありますけれども、今、完全失業率が直近で3.8%、数カ月前に底と言われた3.5%でしたけれども、これが一番構造的なミスマッチと言われているところで、これ以上は恐らく下がらないだろうということになります。

要因としては、一つは、技術的な問題、例えば看護師とか、そういう資格職のところはなかなか埋まらないという限界があると。もう一つが、つきたい職業につけないというミスマッチがありまして、例えば事務職などは非常に求職者が多いんですけれども、求人倍率でいきますと0.28倍といった大きなミスマッチが起こっております。

このような状況に対して、労働局の話を聞きますと、窓口で事務職と言われる方に対して、ほかの福祉職への誘導を行ったりと、いろんな訓練があるのでそちらを勧めたりということで、ミスマッチの解消に努めているという話は伺っております。

○中野委員 ちょっともう一つ。そういう状況で、今、国富の辺の農家にも中国人がいっぱい来てる——いっぱいじゃないけど、いろいろ来てるわけです。国も労働力不足で労働の輸入をいろいろ考えとるけど、これは今、例えば外国から採用するとか、そういう場合、県はもう全然タッチする分野ではないんですかね。手続的

には、探したい人が直接どこか国に。

○久松労働政策課長 現在、外国人労働者につきましては、外国に対する技術を支援するという形で受け入れております。現在、3年が限度ということになっておりまして、この前の日本再興戦略2014におきまして、この期間を3年から5年に延長したり、そのほか受け入れ数の増大というようなことが現在、検討をされてるといことで、ちょっと県でその制度自体にどうするということとはできないという状況でございます。

○中野委員 制度じゃなくて手続。例えば国富の農家の辺の人も、結構10人とか3人とかいろいろ来て、それ手続は、わかればちょっと教えて。どんな手続で採用するのか。

○久松労働政策課長 ちょっと具体的には承知しておりません。

○中野委員 勉強しちよってください。我々よりか、もう農家の人がそんなの詳しいわけ。これ、どうなってるのかなと思ひながら。わかりました。

○外山委員 さっきの観光客の入り込み、昨年度の数字はわかりますが、ことしの1月から6月までの、公表できないにしても傾向をちょっと知りたいんですけど、わかりますか。ことし、どうなってるのか。

○孫田観光推進課長 申しわけございません。現時点で、まだ集計といひますか、正式な数字が出ておりません。

ただ、傾向といたしましては、宿泊につきましては、先ほど商工政策課長からちょっと説明がありましたように、1、2、3月、昨年からずっとよかったものが若干減少傾向にあるというふうな状況と聞いております。

○宮原委員 いいでしょうか、1点だけ。同じ

ところになるんですが、先ほど中野委員のほうから、この数について、大体同じような状況で基準があると言われましたよね。ちょっと一つ、二つでもいいですが、どういう基準があるのか、お聞かせをいただけますか。要は、どういうものをもってこの数字が出るのかっていうのがわかりませんので。

○孫田観光推進課長 どのような形で観光客数や消費額というのを推計するのかということでございますけれども、四半期ごとに実施しております県及び市町村の調査、それと観光庁からの提供データをもとに推計を行っているわけでございます。

市町村は、年間1万人以上または特定時期に月間5,000人以上が訪れる観光地点あるいは祭事、イベントといったものを調査して県に報告をすると。県は報告を受けて入り込み客数を合計して、県全体の延べ入り込み客数を算出するというようなのがまず一つございます。

また、県といたしましては、特定の観光地点を選びまして、そこでさまざまな対面式アンケート調査を1日実施して、パラメータ調査といったものも実施した上で、構成比、県内か県外か、宿泊か日帰りかといったものを、あるいはどこに何カ所行きましたかと、幾ら使いましたかというような調査を行っております。四半期に1回、3,000人ぐらいの回収をやっているということでございます。

観光庁が直接、統計調査している数というのは、済みません、今、私、手元にその基準等のものを持ってきておりませんので、ちょっとお答えしかねます。申しわけありません。

○宮原委員 観光地、5カ所あれば5カ所とも同じ人がカウントされる可能性もありますよね。そういったものも含めて大体その数っていうの

は出てるということでもいいんですよね。はい、いいです。

○岩下委員長 ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 じゃ、その他で何かございませんか。

○外山委員 今度、植物園を県土整備部都市計画課のほうで改築しますね。あそこの改築に当たって、トイレも新しい、要するに日本一すばらしいトイレをつくってくれという話をして、そういう線で一生懸命やっておるんですが、本来は、植物園を改築するというのはやっぱり観光客を呼ぼうということで商工が中心で進めるべきなんだけれども、縦割りの弊害というか、あそこの土地の管理は、植物園は都市計画がやると。それから、向こうのほうの国民宿舎跡地、あそこも都市計画課のほうで所管している。そういうことで、縦割りだから議論する上でもなかなか勝手が悪いんです。県土整備部にも観光客の誘致という視点で話をしてもどうかちょっと映りが悪いんで、ここでちょっと話をしたいんですが。

青島って宮崎県の観光地でもやっぱりビッグネームなんです。せっかく今まで築いてきた、すばらしい観光地があるわけで、これを何とか昔みたいに活性化させる。そのために、今、一番の弊害は、商店街が非常に疲弊をして、もうシャッター街になって魅力がない。しかも、入り口の土産物屋さんで、男の人が看板持って、客引きがおります。あのイメージが非常に悪いんです。もういろんな方から、あんな客引きがおるから、もうすうっと行ってしまったというのはよく聞くし。そこで、できたら国民宿舎跡地を駐車場にしたらという話をずっとしてきた

ら、ようやく市のほうに無償で貸与して、市が駐車場つくった。ところが、行ってみたら、ほんの5分の1か6分の1ぐらいのちょっとした駐車場で、あとは多目的広場になってるんです。ですから、あそこの駐車場に、大型バスを含めて全部車を誘導して、あそこから、植物園を今度、改築しますから、通過をして青島神社のほうに行くというようなルートをとればいいと思ってそういう話をするんですが、宮崎市のほうに聞くと、地域の意見を聞いたらやっぱ多目的広場、駐車場は余計広いものはつくってほしくない。それは、あそこ辺の何軒かの商店街が反対するんです。あっちに駐車場ができれば自分たちの客引きで寄ってくれない。そういうような意見があるからああいう形にした。しかし、県の財産である土地を貸与したわけで、県のほうは貸すときにそういう条件つけてもよかったんじゃないかと思うんです。

ここで、商工にこの話をしてもしょうがないんですが、そこあたりの、青島を今後、生かしていくためには駐車場をどういうふうにしていくか。大型バス等々を含めて広い駐車場があそこにあれば、お客さんが相当な数、ふえてくる。しかも、日本一のトイレをつくれれば、トイレがすばらしかつたら、それがためにここに寄ってくる観光客も絶対、今の時代はあるんです。奥さん方が買い物に行くときも、スーパーでトイレがすばらしいからあのスーパーに行く、それからレストランでも居酒屋でもトイレが汚かったらあそこにはいかないというような一つの流れがあるんです。

ですから、せっかく今度、植物園をきれいにする。その向こうの国民宿舎跡地も宮崎市と協議しながら、また、県土整備部とも協議しながら、観光という視点でどうあったらいいか、そ

ういう議論をしていただきたいと思うんです。今、私が申し上げたことについて、どうですか。どういうふうに今、考えておられますか。

○孫田観光推進課長 青島地域の活性化につきましては、委員がおっしゃるとおり、いわゆる宮崎市が活性化計画プランを作成した上で、現在、その見直し作業等も進めておるといふふうに聞いておりました、この場合に地元の声等も反映させていくことになろうかと思えますけど、観光といたしましても、見直しの協議の場等には積極的に参加して、県の観光としての立場もきちんと意見を言わせていただいているという状況でございます。最終的にどのようなものが整備されていっているかが、我々の意見が反映されているかどうか、ちょっとここではいかがなものかということがありますけれども、そういう形でできる限り、青島地域全体の活性化あるいは宮崎県観光全体の大きな武器としての青島地区の活性化というものが進むように、かかわって参加していきたいというふうに考えております。

○外山委員 今、課長が言われたように、やっぱりそういう視点で。その地域の一部の人の意見も大事ですよ。でもそれよりも、そこにぶわっと大勢の方が来てもらうような視点で取り組んでいく必要があるから、もう一度、県土整備部ともしっかり話をさせていただいて、その上で宮崎市ともしっかり話をしてもらって。青島を生かしていくっていうのは、宮崎県の死命を制するぐらいの大きさがあるんです。そういう視点で今後、ぜひ前向きな検討を要請しておきます。

○茂商工観光労働部長 おっしゃるとおりだと思います。青島は、やはり宮崎の観光の顔だといふふうに私たちは思っています、改めて行ってみますと、やはりすばらしい資源だと思っています、これ生かさない手はないと思っています。

最近、いろいろ青島街市とか、先ほども出ましたけど、ロコモを活用して再開発をやらうとか、そういう動きもあります。また、青島橋ホテルの跡地問題、これ何とか再開しようというような動きもありまして、我々としても県土整備部と改めてまた連携をしながら一生懸命やっていきたいと思えます。一生懸命頑張りたいと思えます。

○外山委員 結構です。

○岩下委員長 ほかに、その他でございます。

○中野委員 今、大型クルーズ船、いろいろニュースに出たり、ああ、来てくれてよかったなと思いつつながら、あそこからバスとかタクシーは売り上げが上がればなとか見てるわけで。あんまり公にするとそんな効果がないのかという話になるから、どれぐらいバスで回ってくれて、どれぐらいの消費、お土産とか、そんなのそろそろ出てるの。大きなPRかなと思うんですけど。

○孫田観光推進課長 大型クルーズ船が1隻入ったときの経済効果はさまざまな推計があるかと思えますけど、地元の推計ですと、1回入りますと、いわゆる7万トン級といった従来のもので1,000万円程度でありますので、16万トンが入りますと、単純計算しますとその数倍ということになってくるかと思っております。

○中野委員 最後に一つ。私、昔の縁で台湾と音楽交流に来たいというから受けてやりよる。結構、毎年毎年、去年は高雄とか。部分的に40人とか、それで宮崎2泊とか。これ、考えてみると、そういう交流もやっぱりコンベンションと一緒に、中身は一緒やし、少しそういう文化交流、いろいろやっておられるかもしれんけど、そこ辺をちょっと何か力を入れてもらいたいなと。別に補助金をくれということじゃなくて。要望だけです。

○岩下委員長 要望でございました。

ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後0時59分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後でお願いいたします。

○大田原県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして格段の御指導、御協力をいただいております、感謝申し上げます。

議案等の説明に入ります前に、まず、御報告申し上げます。申しわけありませんが、座ってから御報告させていただきます。

先月の19日に発生しました広島県の大規模な土砂災害では、皆様方も御存じのとおり、多くの方が犠牲となるなど、大災害となりました。本県におきましても、8月の台風11号及び12号では被害が発生したところでありまして、公共土木施設の被害状況につきましては、現時点におきまして、被害箇所は県、市町村合わせまして130カ所、被害総額は約11億円となっております。被害に遭われました県民の皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、県民生活に影響が及ばないよう早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

次に、県立平和台公園平和の塔におきまして、

閉鎖しておりました上段部通路につきまして、5月3日から土曜、日曜、祝日に限り、試行的に開放しておりましたが、開放33日間で6,485人の利用がありました。試行の結果から、おおむね良好な結果が得られましたので、今月1日から全面開放を行うことといたしました。今後とも利用者の安全確保などに努めますとともに、都市公園の魅力アップを図ってまいりたいと存じます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

県議会に提出しております資料、平成26年9月定例県議会提出議案及び平成26年9月定例県議会提出報告書のうち県土整備部関係箇所につきまして、お手元の商工建設常任委員会資料にまとめております。

資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。御審議いただきます議案、報告事項のほか、その他の報告事項につきまして記載しております。

まず、議案といたしましては、砂防事業等の一般会計補正予算のほか、工事請負契約の変更が2件でございます。

続きまして、報告事項といたしましては、損害賠償額を定めたことについてのほか、県が出資している法人等の経営状況報告が3件でございます。

最後に、その他の報告事項でございますが、地域維持型契約の取り組みにつきまして御報告させていただきます。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくをお願いいたします。説明は以上でございます。

○福嶋管理課長 管理課でございます。県土整

備部の9月補正予算案の概要について御説明をいたします。

商工建設常任委員会資料の1ページをお開きください。

この表は、今回の補正額や補正後の額などを一覧にしました、県土整備部の予算総括表でございます。

今回の補正は、右から3列目の太線の枠で囲んでいるDの列であります。事業別1段目の補助公共・交付金事業で9億8,565万2,000円、5段下の、その他事業で1億4,880万円の、いずれも増額補正をお願いしております。

この結果、9月補正予算の合計は、一番下の段に記載のとおり、11億3,445万2,000円となっております。

なお、一般会計と特別会計を合わせた補正後の額は、その右隣のE列に記載のとおり、748億9,359万5,000円となり、前年度の9月現計予算額との対比率は98.8%となっております。

このうち、公共事業の内訳について御説明をいたします。

右の2ページをごらんください。

補助公共・交付金事業の一覧であります。太枠の9月補正額D列をごらんください。

事業別3段目の、砂防事業が9億6,405万2,000円、一つ飛んで港湾事業が2,160万円となっております。

これは、当初予算計上額を超えて国から内示のあった事業等について、増額補正をお願いするものであります。

次に、3ページをお開きください。

一般会計の繰越明許費についてであります。

今回お願いしております繰り越しは、道路橋梁調査事業など9つの事業で、繰越申請額は66億318万円であります。

なお、繰り越しの主な理由は、用地交渉や関係機関との調整及び工法の検討に日時を要したこと等によるものであります。

次に、4ページをごらんください。

一般会計における債務負担行為の補正であります。

これは、橋梁工事に係る26年度と27年度の年割額の見直しによる変更と仮設費用等の増加に伴い、当初予算で設定いたしました債務負担行為限度額の増額変更をお願いするものであります。

県土整備部の補正予算の概要につきましては、以上でございます。

○土屋砂防課長 砂防課でございます。当課の補正予算について御説明をいたします。

お手元の平成26年度9月補正歳出予算説明資料の83ページをお開きください。

当課の補正予算額は、左から2列目の補正額の欄にお示ししております9億6,405万2,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にお示ししております52億82万3,000円となります。

補正の内容について御説明をいたします。

85ページをお開きください。

5行目に示しております最初の(事項)公共砂防事業費であります。これは、砂防設備の整備や土石流危険溪流に係る土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査を行うもので、国庫補助決定に伴う4億2,185万2,000円の増額であります。

次の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、既存の急傾斜地崩壊防止施設の整備や、急傾斜地崩壊危険箇所に係る土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査を行うもので、国庫補助決定に伴う5億4,220万円の増額

であります。砂防課は以上でございます。

○葦方港湾課長 港湾課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

同じ資料であります歳出予算説明資料の87ページをお開きください。

当課の補正予算は、2,160万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目でございますが、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして、81億4,541万5,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。

89ページをお開きください。

(事項) 公共海岸保全港湾事業費の説明欄、1の長寿命化計画策定事業でございますが、これは、港湾における海岸保全施設の効率的な老朽化対策を実施するための点検・耐震調査・維持管理計画策定を行う事業で、国庫補助決定に伴い2,160万円の増額でございます。

港湾課は以上であります。

○瀬戸長都市計画課長 都市計画課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の91ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で1億4,880万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は37億252万5,000円となります。

それでは、その内容について御説明いたします。

93ページをお開きください。

(事項) 観光みやぎきの再勢公園施設改修事業費であります。

これは、県立青島亜熱帯植物園と県立平和台公園における老朽化や耐震性に問題のある施設の改修に要する費用で、このうち県立青島亜熱帯植物園における改修事業として1億4,880万円

の増額をお願いするものであります。

県立青島亜熱帯植物園につきましては、計画に当たり、宮崎市や地元にも意見を伺いながら検討を進めておりました。周囲の景観と調和を図るとともに、訪れた多くの観光客がゆっくりとくつろげるスペースの充実を図るよう、県産材を活用するものであります。

また、地質調査の結果、現地の地盤が軟弱であることが判明したため、地盤の改良を行うこととしております。

これらの事業計画の見直しによりまして、県産材の利用を広くPRできますとともに、集い、くつろぎ、ゆっくり楽しむことのできる施設となり、年間約91万人が訪れる青島観光の中核となる施設としての、さらなる魅力アップを図ることができ、青島地域全体の活性化につながるものと考えております。

最後に、この事業につきましては、宮崎市や地元等からも大きな期待が寄せられておりますので、今後とも宮崎市や関係部局とも十分連携を図って進めてまいりたいと考えております。

都市計画課からは以上であります。

○大坪道路建設課長 道路建設課でございます。

議案第13号及び第14号で上程しております工事請負契約の変更について御説明いたします。

委員会資料の5ページをお開きください。

議案第13号は、主要地方道宮崎西環状線松橋工区で施工しております新相生橋のP2橋脚から張り出して施工する上部工事に関する工事請負契約の変更についてであります。

主要地方道宮崎西環状線松橋工区は、宮崎市圏の外環状線として、市中心部の交通渋滞の緩和等を目的に整備を行っており、平成26年度中の完成を目指して工事を進めているところであります。

下に位置図を、次のページに平面図などを添付しております。

今回の工事箇所を赤で着色しておりますが、それ以外の橋梁工事については、既に完成しております。

5ページの1に新相生橋の概要を、2に新相生橋上部P2張り出し工事の概要を記載いたしております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。当初の契約金額は15億6,450万円、変更後の契約金額は16億469万2,000円で、4,019万2,000円の増額を予定しております。

契約の相手方は、ピーエス三菱・戸敷・山崎特定建設工事共同企業体であります。

4の変更理由をごらんください。

今回の変更につきましては、公共工事設計労務単価の著しい上昇に伴う請負金額の変更であります。

公共工事設計労務単価については、最近の技能労働者の不足などに伴います賃金水準の上昇を適切・迅速に反映するため、平成25年4月と平成26年2月に大幅に引き上げられたところがあります。

賃金または物価の変動により請負代金額が不適当となった場合には、工事請負契約約款第25条、いわゆるスライド条項に基づき、請負代金額の変更ができることとなっております。

今回の新相生橋P2張り出し工事については、平成24年9月に契約し、平成26年10月までの工事となっておりますことから、平成25年4月と平成26年2月の単価上昇により、4,019万2,000円の増額となるものであります。

次に、7ページをお開きください。

議案第14号でございますが、新相生橋と同じ、松橋工区で施工しております跡江高架橋上部工

事に関する工事請負契約の変更についてであります。

下に位置図を、次のページに平面図などを添付しております。

7ページの1に跡江高架橋の概要を、2に工事の概要を記載しております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。

当初の契約金額は6億2,160万円、変更後の契約金額は6億3,732万8,000円で、1,572万8,000円の増額を予定しております。

契約の相手方は、清本鉄工株式会社であります。

4の変更理由をごらんください。

議案第13号と同様に、公共工事設計労務単価の著しい上昇に伴う請負金額の変更であります。

先ほどの理由と同様に、跡江高架橋上部工事については、平成24年12月に契約し、平成26年12月までの工事となっておりますことから、平成25年4月と平成26年2月の単価上昇により、1,572万8,000円の増額となるものであります。

道路建設課は以上であります。

○岩下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○外山委員 青島の植物園の補正について、今いろいろ計画を練ってもらっておるところですが、午前中の商工のほうにも話をしたんですが、県土整備のほうで改築、ハード面をやってもらう、商工のほうはお客さんを引っ張ってきてほしいと。今度、すばらしい植物園をつくるので、きちっと県土整備部とも協議しながらやってほしいという話をしました。

特に、今、鋭意設計中ですが、日本一すばらしいトイレをつくってもらいたいということ。この前もちょっと話をしたと思うんですけ

ども、トイレがすばらしかったら旅行エージェントもお客さんを連れてきますよ、絶対。そういう意味で、今、日本全国見るとすばらしいトイレをつくっておるところは結構あります。ですから、設計を設計業者に任すだけではなくて、ぜひ皆さん方がそういうすばらしいトイレを、全国にありますから、実際何カ所か見てもらったらいい。そして、入ったらもうそこから出たくないというようなトイレをぜひつくってもらうように要請をしておきます。

それから、国民宿舎跡地の話もちよっと商工でしました。あそこを全部駐車場にするかと思ったら、宮崎市に貸与したら一部が駐車場で、ほとんどが芝生広場なんです。何でそういうことかということ、地元商店街等の、お客さんが全部あっちに行かれると困るという、宮崎市が聞いた地元の一部の意見なんです。しかし、青島をよくするために、お客さんに余計来てもらうためには、大型バスを含めた車を置く場所をきちっと確保して、そこから客を流していくということじゃないと。一部の地元の利益だけを考えると駐車場をつくったのでは、あその跡地が生きてきませんから。

あの跡地は、所有者は県ですから、また、宮崎市ともそういう話をして、芝生広場だからいつでも駐車場にしようと思ったらできると思うんです。大きな目で青島の観光の活性化考えたら、この駐車場のあり方というのは非常に大きいと思う。ですから、商工と協議をし、また、宮崎市ともそういう長い目で考えてやっていただきたいと思いますし。青島はやっぱ宮崎県の中でも一等地です。ビッグネームなんです。すばらしいから、これが生きてくれば宮崎の観光ががっとう持ち上がってきますから、ぜひそういう意味で御検討のお願いをしておきます。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○宮原委員 砂防課で、先ほど公共砂防事業の説明をいただいたんですが、基礎調査の実施と言われたと思いますが、現状で、もう工事も進んでる部分もありますよね。いろんな部分、工事も進んでますよね。どの程度の基礎調査をされるのか。面積なり延長なりそんなものでいいですけど。

○土屋砂防課長 基礎調査について御説明をいたします。

基礎調査につきましては、工事の前提となる調査測量ではございませんで、基礎調査のみで完結をいたします。基礎調査の成果といたしましては、土砂災害が発生した際の被害の区域を設定するために、現地での調査測量と平面図化等をやる業務でございまして、それがほぼ1年の作業を要します。2年目には、区域設定の成果を地元の説明をして了解を得た後に、首長さんの意見を照会して区域設定作業を進めるものでございます。

○宮原委員 わかりました。本当の基礎の基礎ということですね。

それと、議案13号と14号について、労務単価の見直しということで増額になってますけど、実際、業者としては、現在の入札で決定された金額に労務単価が上がったということでこの部分が増額になって、業者にこのお金が追加で入っていくわけですけど。その先、ちゃんと労務単価に反映されてるのかどうかという部分については、県としてはそこまで追跡ができるんですか。

○高橋技術企画課長 工事の下請等につきましては、現在、下請通知書というものを元請業者から出していただくようになっております。その中に下請金額等が入っておりますので、県と

しましては、その金額が設計と比べて妥当なものかどうかをチェックすることになっているところでございます。

○宮原委員 仮にチェックをしてやっぱり足りないなっていった場合は、強制力はないんだろうと思いますけど、こうしてくださいという程度なのか、それよりもその部分をちゃんとパーセントで出てきてるんだろうと思いますので、その分が載ってるかどうかということまで県が関与できるのかを聞かせてもらえますか。

○高橋技術企画課長 その額につきましては、設計額と比較しまして、極端に乖離がある場合には理由をお聞きするということがあります。ただ、その中に入っているのが、例えば材料費は別なんですとか、そういう中身の詳細が少しわからないと、なかなかはっきりしたこともちょっと言えない部分がございます、そこ辺は労務単価は民民の話なので、全体の下請額として妥当かどうかということはチェックさせていただいているところです。

○宮原委員 せっかくこういう形で増額になっているので、親元がその増額得をしたという形ではやっぱり意味がないと思いますので、できれば目的に沿った形でちゃんと執行されているかどうかというのを踏まえて、そこまで御指導をいただけるといいのかなと思いますから、そのところよろしくお願ひしたいと思います。

○高橋技術企画課長 ただいまの13号、14号につきまして、まだ工事中ということもございしますので、指導していきたいと思っております。

○岩下委員長 ほかにございせんか。

○中野委員 今回の関連ですけど、ことし3月いっぱいぐらいで契約していた民間業者、建築なんかは、ほとんど労務資材単価で赤字か、とんとんいけばいいほうなんです。だから、今回の場

合、県と相手方については、そういう契約を見直すということで、俺はそれでいいと思ってるんです。ただ、宮原委員が言ったように労務費というのは下請がほとんどで、元請に行く話はないと思う。

最初、下請の名簿は名前だけで、金額までは出さないでしょ。

○高橋技術企画課長 金額も出ております。

○中野委員 出てる。

契約条項の中に、下請に対して単価変更によって契約見直しますという文言は入ってないと思う。金額が出てるんだったら、必ず下請契約の再提出を、民民といえどもそこは正確に出してくださいということぐらいは言わないと。本当、下請は今、厳しいです。赤字か、とんとんいけばいいという状況。これはしっかり指導すべきだと思うけど、どうですか。

○高橋技術企画課長 言われるように、変更があった場合には変更の通知を出すということになっておりますので、チェックしてまいりたいと思います。

○中野委員 ちょっと待って。いや、変更があった場合じゃおかしいわ。ここで変更して何千万って出しとるわけやから。変更がなければ出す必要はない、じゃ。元請に労務費はどこになつてるかかって聞かんことには。変更がないとおかしいわ。そうやろ。あった場合じゃいかんわ。ねえ、部長。

○大田原県土整備部長 今、課長が申しましたのは、先ほどの13号、14号が変更になりますので、それが変更があったときにまた、下請の変更も届けさせますので、それをチェックするという意味で申しました。

当初につきましても、今、中野委員が言われましたように、また中身をチェックして、おか

しい場合は再度こちらからもう一回見直すようにとか、そういう指導をしっかりと、ちゃんとした適正な金額で下請が行くように指導してまいりたいと思います。

○中野委員 中には契約もないところがあると思うけど、そういう公金を入れてるわけだから、しっかり変更確認を。頑張ってください。

○後藤委員 同じく議案13号に関連してなんですけど、設計労務単価の見直しが今年の2月ですよ。年度末っていえば、中野委員がおっしゃったような時期で。3月から7カ月、当然、業者さんにすれば、早目の時期から、見直しの時期、タイミング、例えば12月とか、基本的な考え方をしっかり整理しておかないといけないと思うんですが、そこ辺のほう、何か。

○高橋技術企画課長 議員がおっしゃってるのは、労務費等が上がったときの対応の仕方ということだろうと思うんですけど、労務費は従来1年間に1回、4月に上がっておりまして、それが極端に上がる場合にはスライド条項に当てはまると。

そのほか、資材についても、やっぱり過去にオイルショックとかいろいろあって資材が上がった場合があります。一般の資材については四半期に一度ぐらい、それから主要資材についても、その都度上がったほど資材の調査をいたしますので、その結果で極端に上がった場合にはスライド条項の適用になると判断しているところです。

○太田委員 関連して、要望ということで聞いてもらいたいんですが。6月議会でも委員長報告の中に、この労務単価の変更については現場の賃金にできるだけ反映するよという質疑もしましたが。あのときの部長の答弁を聞いておりまして、そういった建設業関係の現場での

ならわしみたいなものがあるのかなと思って。強力には指導できないけれども、こういう形が望ましいんだよという、多少のいろんな風習なりがあるんだろうなというふうにも聞きましたが。こういった意味は、やっぱり景気循環システムですか、みんなよくなろうよと、みんなで幸せになろうよっていう思いも込めたものですから、これからぜひ現場で働く人たちに反映して行って、それで消費活動が活発になって世の中がよくなるといいねということもあるもんですから。私はやっぱりそういったところに、行政指導とまではいかないまでも、ぜひ現場で反映してくださいということは、要望として常々言われたほうがいいと思いますが。不正ということではないだろうと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

それが一つと、もう一つ、いいですか。説明資料の3ページの繰越明許費の関係なんですけど、これをどうこうということではないんですけど、この繰越明許っていうのは26年度予算を27年度に繰り越すという意味ですよ。工法とか用地交渉に時間がかかったっていうことですが、雰囲気という、12月議会とか3月議会だったら繰り越しというのがはっきりするけど、9月議会時点とか、もしくは6月議会の時点でも繰り越しというのはあるんですか。

○福嶋管理課長 まず、ちょっと一例で申し上げますと、平地部における道路工事で、設計金額が5,000万円の場合で考えますと、240日、おおむね8カ月が標準工期となっております。したがって、10月以降になりますけど、年度後半に発注を予定している工事のうち、次年度にわたる工期となるということがもう既に明らかなものにつきましては、9月議会で繰り越しの申請と承認をお願いしているというのが実態

でございます。

○太田委員 仕組みとしてはわかりました。計算是6月議会でもあり得るということもあるんですか。何かそういうのは事例としてあるんですか。

○福嶋管理課長 過去の話ですと、例えば骨格予算だったとか、そういったときにはお願いした例はございます。

○太田委員 わかりました。そういう事情ですね。

○中野委員 ちょっと関連。この繰り越し。3月は年度繰り越しが普通だけど、年度繰り越しの場合は、今、上げたやつは、数字としては、システム的にももう上がらんとですか。

○福嶋管理課長 今回お願いしてる分が、また重ねてということではございませんが、お願いする分がこの範囲内であれば、11月でということではございませんけれども、事業によりまして、ちょっと追加でお願いする場合はございます。

○中野委員 今までの認識としては、年度末を越えるのが3月に明許繰り越しで上がってきたと思ってたけど。今回上げた数字は、3月の時点で、また年度末で上がる明許費との関連はどうなるの。

○福嶋管理課長 11月なり2月議会で新たにお願ひする場合、繰越明許費の追加という形、たしか議案にお示しして審議いただくことになると思いますが、今回の分に加えて追加という形で、どれだけの量をお願いするかどうかというようなことでやっております。

○中野委員 この範囲でおさまれば、もうこの中の数字は3月の時点で全然上がってこない分もあるのか。それじゃ、そうなるわけ。

○福嶋管理課長 今、議案でお示ししているの

は、委員会資料で、款、項、事業名と金額をお示ししてございます。ですから、土木費の道路、例えば一番上、金額の多いのが2段目でございますけれども、土木費の道路橋梁費の「公共道路新設改良事業」が43億程度お願いしてありますが、この範囲でおさまってる分については新たにお願いすることはないと。ただ、これにプラスで、この事業名としてまたお願いする場合は追加の議案でお願いするということになります。

○中野委員 だから、私の頭の中では3月に出てくる分が土木の全ての明許かと思っただけで、今聞くと、今回とったやつの範囲でおさまれば3月の時点では出ないということでもいいわけ。

○福嶋管理課長 おっしゃるとおりの考えでございます。

○中野委員 3月の時点が全ての明許じゃなくて、それ以上のやつがあるということでもいいわけやな。

○福嶋管理課長 今回の分は、あくまで現時点という話で。繰り返しになりますが、追加でお願いしていった足した数字がトータルの数字というようなことで、実際、最終的に、次年度に繰り越す金額というような形になります。この事業ではこれぐらいの金額だっていうのは足した数字という形になります。

○中野委員 足さんかった場合は出てこんわけですねって聞いとるわけ。

○福嶋管理課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○外山委員 ちょっと関連。どうも私もちょっとわかりにくいんだけど。まだ年度末、3月までに大分あります。その間に事業の進捗が、事業によってはぼっとするかもわからん。何で今、繰り越しせんといかん。3月になったときに整理して、そこで繰り越しを、明許を出せばいい

と思うんだけど、何で今せんといかんのですか。

○福嶋管理課長 これにつきましては、入札公告に記載する、標準、必要な工期っていうのがございます。先ほども一例を申し上げましたけれども、現時点でもう標準工期が次年度にまたがるというような部分については、今回、明許をお願いしないと公告がうてないというような形になります。

○外山委員 今の最後のところがちょっとわからんのやけど。もうちょっとわかりやすく。

○福嶋管理課長 何回も繰り返しになって申しわけありません。標準工期が、例えば、先ほど申し上げたのが、8カ月が標準工期とする工事があるといたします。これを10月以降に発注を予定してる場合ですけれども、まず、入札公告を手續としてやらないといけないんですが、その際に工事を完成するために必要な工期というのをお示しする必要がございます。そのときに、次年度にもう工期がまたがっているという場合につきましては、予算上、繰越明許手續をとっておかないと執行できないというようなことで考えておりますので、この議会から結構な額が出てきているというような状況でございます。

○外山委員 そういう公告の時期等、繰り越しの関係ということがあるけど、ちょっと何か変則みたいな感じがするね。現実とちょっと手續が違うような気がする。もういいです。

○中野委員 3月末に、決算、予算のときに明許繰り越しという合計が出ますよね。出らんかな。明許繰り越し、土木としては何ぼあるかというような感じで。

○福嶋管理課長 2月議会では、9月議会と11月議会でお願した額と、追加する分があればさらに追加で総額をお示しいたします。御審議をいただくと。次年度に繰り越す確定額につき

ましては、6月議会でお示ししてるところでございます。

○岩下委員長 ほかに何かございませんか。

○中野委員 くどいようやけど、さっきの下請、私、宮崎に来たら毎回、相生橋を見てるんやけど、ああいうところっていうのは、かなりの下請が入ってると思うんです。例えば相生橋で下請業者というの、どれぐらいあるのか。わかれば参考に聞きたいんだけど。

○大坪道路建設課長 新相生橋の下請につきましては、たしか7件ぐらい下請が出ております。工期的には24年から始まりまして、ことしの10月までということでございます。その間、今までのトータルしますと、たしか7件ぐらいだったと思います。

○中野委員 私の知ってる業者も入ったから、よく確認しておきます。

○岩下委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

○馴松道路保全課長 道路保全課であります。道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項に基づき御報告いたします。

委員会資料の9ページをお開きください。

今回の報告は、全部で8件であり、物損事故が7件、人身事故、一番下の段ですけど、これが1件ということになります。

それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所につきましては、資料の左側の欄のとおりでございます。

1番目の穴ぼこ事故につきましては、道路上に発生していた穴ぼこに落ち込み、タイヤ及び

ホイール等を損傷したものであります。

運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

2番目の落石事故につきましては、道路上に落ちてきた石が直撃し、車両のフロントドア及びリアドアを損傷したものであります。

本件は、その内容から運転者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

3番目の路上障害物事故につきましては、道路脇に置いてあった側溝ふたに接触し、車両のタイヤを損傷したものであります。

運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

4番目の落石事故につきましては、路上に落ちていた落石に乗り上げ、車両のタイヤを損傷したものであります。

運転者に前方不注視の過失がありますので、2割の過失相殺を行っております。

続きまして、5番目の落石事故につきましては、道路脇に停車していた車両に落石が直撃し、フロントガラス等を損傷したものであります。

運転者には、周囲に小石が散乱しているなど、事故発生場所の状況から落石の可能性を認識できたにもかかわらず、のり面下に停車しておりますことから、注意を払わなかった過失がありますので、2割の過失相殺を行っております。

6番目の落石事故につきましては、道路上に突然落ちてきた石に乗り上げ、車両のタイヤを損傷したものであります。

本件は、その内容から運転者に過失を問うことはできないということで、過失相殺は行っておりません。

7番目の支障木接触事故につきましては、道路上に倒れかかってきた木に接触し、フロント

ガラス等を損傷したものであります。

運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

最後に、8番目の側溝ふた不全事故でありませんが、これは歩行者の人身事故でありまして、夜間、ふたの外されていた側溝に落ち込み、両足のすね、ふくらはぎにすり傷などを負ったものであります。

本件事故は、その内容から被害者の過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額の範囲は6,405円から10万463円となっており、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

道路保全課は以上であります。

○高橋技術企画課長 技術企画課でございます。

地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づきます。県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

お手元の報告書、9月定例県議会提出報告書、県が出資している法人等の経営状況についてをお開きください。報告書の135ページでございます。公益財団法人宮崎県建設技術推進機構でございます。

まず、平成25年度の事業報告につきまして御説明いたします。

当機構は、1の事業概要に記載しておりますとおり、2行目になりますけれども、県及び市町村が守秘性や公正さなどの観点から、民間企業の活用が図れない分野について、業務の補完・支援を行っているところです。

実績といたしましては、2の事業実績にあります(1)積算等事業や(2)施工管理事業などの事業を実施したところであります。

内容につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、裏面の136ページをお開きください。

136ページ以降は、資産や負債の状況をお示しております貸借対照表でございます。

詳細につきましては、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。この報告書の199ページをお開きください。

平成26年度宮崎県出資法人等経営評価報告書であります。

まず、概要についてであります。

上から4行目でありますが、総出資額は3,000万円で、そのうち県出資額が2,000万円であり、県出資比率が66.7%となっております。

その下は、設立目的でございますが、当機構は、建設事業の技術水準の向上を図り、もって、公共事業の円滑な執行と建設事業の振興発展に寄与することを目的として設立された法人でありまして、県・市町村を補完・支援する機関としての役割もでございます。

次に、その下にあります県関与の状況についてであります。

まず、上の段の人的支援についてでございますが、表の右側、平成26年度の合計をごらんください。

役員数の欄であります。合計10名の役員の内訳でございますが、その下、常勤役員3名、非常勤役員7名となっております。その常勤役員3名の内訳としましては、その横にありますように、県職員が2名、県の退職者が1名であります。

また、職員数の欄でございますが、合計17名

のうち県職員が7名であります。

次に、財政支出等についてであります。委託料のみでございますが、平成25年度は2億8,951万円余となっております。平成24年度と比べ大幅にふえておりますのは、補正予算による委託料の増によるものでございます。

次に、主な県財政支出の内容についてでございますが、まず、①の積算等事業につきましては、工事の発注に必要な実施設計書を作成する事業であります。平成25年度の決算額は2億2,119万円余となっております。

次に、②の施工管理事業につきましては、工事現場におきまして、施工体制の点検を行う事業であります。決算額は4,778万円余となっております。

次に、③の電算事業につきましては、積算システムを保守管理する事業であります。決算額は1,475万円余となっております。

次に、④の新技术・新工法等各種情報提供事業につきましては、建設事業に関する新技术、新工法等、各種情報の提供を行う事業であります。決算額は578万円余となっております。

次に、その下にあります実施事業についてであります。

実施事業につきましては、①から⑧までございますが、①は、県及び市町村からの受託事業であります積算等事業、それから②、③及び⑥につきましては、県からの受託事業でございます。そのほか、市町村等からの受託事業であります④の市町村工事検査事業や⑤の県内建設関係業者への研修等事業、⑦のアセットマネジメント等支援事業を行っておるところでございます。また、⑧のその他といたしまして、県及び市町村の公共工事の執行に係る支援といたしまして、無料の技術相談業務を実施しているところ

るであります。

次に、その下の活動指標についてであります。

まず、①の積算等事業受託件数は、機構の主要事業であります積算事業などの状況を判断するための指標であります。

平成25年度は、目標値の120件の契約工区数に対しまして、実績値が216件となっておりますが、これは補正予算に伴い、工事発注に関する積算業務がふえたことにより、達成度が180%となっているところであります。

次に、②の市町村等からの相談件数につきましては、市町村支援の基本であります技術相談業務を積極的に実施する指標でございますが、目標値の80件の年間相談件数に対しまして、実績値が52件となっておりますが、これは別に発注いたしましたアセットマネジメント等支援事業が、市町村の相談案件の一部を兼ねたものと考えられ、達成度が65%となっておるところでございます。

さらに、③の研修延べ受講者数は、技術水準の向上を図る研修事業の取り組み状況を判断するための指標でございますが、目標値の1,900人の受講者数に対しまして、実績値が1,604人となっており、達成度は84.4%となっているところであります。

次に、裏面の200ページをお開きください。

一番上の財務状況についてであります。

表の左側は、1年間の経営成績を示します正味財産増減計算書でございますが、その平成25年度の欄をごらんください。

列の一番上にあります経常収益は5億187万円余となっており、その1行下にあります経常費用は4億6,456万円余となっております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は3,730万円余の増となっております。こ

れは、平成24年2月の国の大型補正に伴いまして、設計委託業務がふえたことによるところでございます。この剰余金につきましては、今後、その解消に最大限努めることとしており、本年度は10月に、国・県・市町村の技術職員を対象とした講演会を開催するなど、計画的に解消するように努めているところであります。

中ほどの一般正味財産期末残高は4億1,124万円余となり、3行下の指定正味財産期末残高と合わせますと、一番下の正味財産期末残高4億4,124万円余となっております。

次に、表の右側は貸借対照表でございますが、その平成25年度の欄をごらんください。

列の一番上にあります資産は5億7,189万円余となっており、その3行下にあります負債は、市町村のアセットマネジメント等支援事業に伴います未収金により1億3,064万円余となっております。列の中ほどにありますように、資産から負債を差し引いた正味財産は4億4,124万円余となっております。

次に、その下にあります財務指標についてでございますが、まず、①の収支バランスにつきましては、公益法人認定法が定める収支相償、すなわち事業収入が事業実施に要する費用を超えることに関します指標でございますが、経常費用に対する経常収益の割合で評価しております。

平成25年度は、目標値の100%に対しまして、実績値、達成度ともに108%となっております。

次に、②の正味財産増減率は、正味財産の増減の割合を評価するための指標といたしまして、前年度正味財産に対する当年度正味財産の割合で評価しております。

25年度は、目標値の100%に対しまして、実績値、達成度ともに109.2%となっております。

次に、③の市町村等からの収入比率は、市町村等からの受託の状況を判断するための指標でございますが、経常収益に対する市町村等からの収入の割合で評価しております。

平成25年度は、目標値の11.5%に対しまして、アセットマネジメント支援事業などの市町村等からの受託が多かったことから、実績値が42.3%となっており、達成度は367.8%となっております。

次に、一番下の総合評価でございます。右側の県の評価をごらんください。

経営状況につきましては、公益法人認定法が定める収支相償という観点におきましては、補正予算の対応によりまして積算委託の増加により剰余金が生じてしまったために、計画的にこれを解消する必要がございます。

一方では、設立目的でもございます市町村への支援という観点におきましては、アセットマネジメント等支援事業に取り組むということで、インフラの老朽化対策という重要なテーマにつきまして十分な支援が行えたと思っております。

評価といたしましては、上記のことから活動内容をB、財務内容をA、組織運営をAとしております。

続きまして、平成26年度の事業計画につきまして御説明いたします。

戻っていただきまして、報告書の140ページをお開きください。

140ページの1の基本方針でございますが、下から3行目以降に記載してありますとおり、今後とも公益目的事業の的確な実施によりまして、県の社会資本整備の分野に貢献していくとともに、社会情勢の変化に対応した事業の展開に向け、取り組んでいくものとしております。

平成26年度の事業計画でございますが、今年度におきましても、積算等事業などを実施することとしております。

次に、右側の141ページをごらんください。

収支予算書についてであります。

まず、ローマ数字Iの一般正味財産増減の部のうち、1の経常増減の部でございますが、(1)の経常収益は、事業収入など合計で、線で囲まれたところでございますが、当年度2億6,310万円余を見込んでおります。

次に、(2)の経常費用でございますが、裏面の142ページをお開きください。

中ほど経常費用計の欄でございますが、平成25年度に生じた剰余金を3カ年程度の計画で計画的に解消するために2億7,294万円余を見込んでおり、当期経常増減額として、マイナス984万円余を見込んでいます。

技術企画課につきましては、以上でございます。

○大坪道路建設課長 道路建設課でございます。

引き続き、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

同じ報告書の9ページをお開きください。

宮崎県道路公社の平成25年度事業報告書であります。

1の事業概要に記載しておりますように、道路公社では、一ツ葉有料道路、小倉ヶ浜有料道路の2路線の料金徴収業務及び維持管理及び一ツ葉有料道路北線休憩所の管理等を行いました。

2の事業実績であります。右側の事業実績の欄をごらんいただきますと、まず、一ツ葉有料道路北線は、通行台数が年間212万6,000台余、料金収入3億7,047万円余、南線が、通行台数372万7,000台余、料金収入6億7,646万円余、小倉ヶ浜有料道路が、通行台数5万4,000台余、料金収

入358万円余となっております。

なお、小倉ヶ浜有料道路につきましては、平成25年5月10日より無料開放となっております。

一ツ葉有料道路を前年度実績と比較しますと、これらの合計で、通行台数で3.9%、料金収入で3.7%の増となっております。

次に、11ページ以降は、道路公社の資産や収支状況を示す財産目録等ではありますが、経営状況等の詳細につきましては、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

この報告書の201ページをお開きください。

一番上の概要の項目の上から4行目でありませんが、道路公社の総出資額は29億8,700万円で、その全額を県が出資しており、県出資比率は100%となっております。

次の行に、設立目的、特記事項を掲載しておりますが、道路公社は地方道路公社法に基づき、有料道路事業を実施することを目的として設立された法人であります。

次に、その下の県関与の状況ではありますが、まず、人的支援についてであります。

右側に、26年度、今年度の状況を示しておりますが、役員につきましては、常勤3名と非常勤1名の合計4名で、内訳は、常勤が県職員1名、県退職者が2名となっており、非常勤は公認会計士であります。

なお、いずれも宮崎県住宅供給公社役員との兼務であります。

また、職員につきましては、県職員3名を含む合計13名であり、職員のうち8名は、宮崎県住宅供給公社との兼務職員であります。

次に、財政支出等ではありますが、右側の県借入金残高ではありますが、平成25年度末において借入金の残高はありません。

また、その3行下のその他の県からの支援等

についても該当はありません。

次に、一番下の表であります。まず、実施事業であります。

①から④にありますとおり、一ツ葉有料道路、小倉ヶ浜有料道路の維持管理のほか、休憩所や自動車駐車場の管理を行っております。

次に、活動指標であります。有料道路事業の運営上、重要となる一ツ葉有料道路と小倉ヶ浜有料道路の利用台数及び回数券の販売額を指標としております。

それぞれの目標値につきましては、一番下の指標の設定に関する留意事項の欄に記載しておりますが、①の一ツ葉有料道路の利用台数については、平成19年度から実施しております新事業計画の数値を目標値としております。

次の、②の小倉ヶ浜有料道路の利用台数については、平成25年度は、料金徴収期間満了日までの39日間分を計上しております。

また、③の回数券の販売額につきましては、平成25年度の販売実績に事業計画における交通量の伸び率を乗じた額としております。

それぞれの指標ごとの実績ではありますが、表中央の平成25年度の達成度の欄をごらんください。

達成度は、目標値に対する実績をあらわしたものであります。

まず、①の一ツ葉有料道路の利用台数は105.9%、②の小倉ヶ浜有料道路の利用台数は114.6%、③の有料道路回数券の販売実績は125.3%となっております。

利用台数や回数券販売額ともに目標値を上回っておりますが、これは、回数券の販売促進等を通じた有料道路の利用促進の成果と考えております。

次に、202ページをごらんください。

財務状況であります。

まず、左側一番上の収支計算書であります。平成25年度の収入及び支出は、ともに10億5,519万円余であります。その内訳であります。収入のうち事業収入のほとんどは通行料金収入でありまして、平成25年度は10億5,411万円余で、前年度比400万円余の増収となっております。

また、その下の支出であります。事業費が、主に道路補修費や管理経費の3億5,437万円余、次が管理費で、公社役職員の人件費や事務経費の1億1,479万円余となっており、前年度とほぼ同額となっております。

次に、その他の支出は、主に道路建設費の償還に充てる償還準備金への繰入金であります。前年度とほぼ同額の5億8,602万円余となっております。

次に、右側の一番上、貸借対照表であります。資産のうちの流動資産は公社の現金・預金等であり、前年度より5億5,115万円余増の13億3,415万円余となっております。これは公社解散時の県出資金への返済充当のために、公社内で留保している資金が主なものでございます。

また、固定資産は179億1,847万円余であり、そのほとんどが道路資産となっております。前年度より約11億円ほど減額となっております。これは小倉ヶ浜有料道路の道路資産が減額になったことによるものであります。

次に、負債であります。流動負債は、主に未払い金や預り金でありまして、1億2,658万円余となっております。

また、その下の固定負債161億3,904万円余は、主に法律で定められた特別法上の引当金であり、償還準備金や道路事業損失補填引当金の累計額であります。

なお、前年度より減額となっておりますのは、

小倉ヶ浜有料道路分の引当金等を減額したことによるものであります。

その下の正味財産29億8,700万円は、全額、県の出資金であります。

次に、その下の財務指標であります。下のほうに記載しております指標の設定に関する留意事項にありますとおり、経費の削減や借入金の償還状況を指標としております。

指標の目標値は、一ツ葉有料道路の事業計画等をベースに設定しております。

まず、①の事業収入一般管理費率であります。これは業務収入に占める事務費や人件費等の一般管理費の割合をあらわしたもので、平成25年度は、目標値14.1に対して実績13.0で、達成率は107.8%であります。

次に、②の総資本経常利益率であります。これは、資本総額に占める経常利益の割合で、平成25年度は、目標値3.0に対して実績2.3で、達成率は76.7%であります。

また、③の借入金等償還率は、有料道路の当初の建設資金174億4,500万円の償還状況を示すもので、平成25年度は、目標値94.8に対して実績92.5、達成率97.6%であります。

次の、直近の監査の状況については、ごらんとおり指摘事項1点、注意事項1点ありましたが、いずれも今後、適切な処理を行うよう指導したところであります。

なお、包括外部監査において指摘等はありませんでした。

次に、総合評価でございます。右側の県の評価をごらんください。

平成25年度は、一ツ葉有料道路の交通量が増加し、活動目標値を達成できている状況であります。引き続き、料金収入の確保や経費縮減に努め、未償還金の早期解消に努めるとともに、

道路利用者の安全対策を図るため、道路施設等の計画的な補修を行う必要があるものと考えております。

評価としましては、左側の道路公社の自己評価と同様、活動内容、財務内容、組織運営ともにAとしております。

続きまして、平成26年度の事業計画について御説明いたします。

戻っていただきまして、報告書の14ページをお開きください。

平成26年度の事業計画書であります。

まず、1の事業概要であります。引き続き有料道路の管理・運営を行ってまいります。近年、利用者が増加傾向にありますが、さらなる回数券の販売促進など利用促進を図り、収益の向上に努めることとしております。

2の事業計画につきましても、昨年度と同様に有料道路事業等を実施し、計画的な補修を行うなど、道路利用者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、15ページをごらんください。

3の収支計画でございます。収入、支出ともに合計10億1,915万円を計上しております。

なお、収入の内訳としまして、業務収入で主に通行料金収入となりますが、10億1,690万円であり、支出内訳については道路補修経費であります維持改良費や料金徴収業務等の業務管理費、役職員の人件費等になる一般管理費等であります。

4の資金計画につきましては、受け入れ及び払い出しがそれぞれ22億90万円余となっております。

道路建設課につきましては、以上でございます。

○森山建築住宅課長 建築住宅課であります。

引き続き、県出資法人等の経営状況等について御報告いたします。

県議会提出報告書の1ページをお開きください。

宮崎県住宅供給公社であります。

まず、平成25年度の事業報告について御説明いたします。

1の事業概要につきましては、賃貸住宅及び賃貸施設等の管理業務を初め、宮崎市内にありますキャンパスタウンまなび野において宅地の分譲を行ったところであります。

2の事業実績につきましては、賃貸管理事業や分譲宅地1区画の分譲事業など実施したところであります。

次に、経営状況等の詳細について御説明いたします。

報告書の203ページをお開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。上の段の表の概要をごらんください。

総出資額は1,020万円で、うち県出資額は同じく1,020万円、県出資比率は100%であります。

特記事項にありますように、住宅供給公社は、地方住宅供給公社法に基づき昭和41年に設立され、分譲事業、賃貸管理事業等を実施しております。

中段の表の県関与の状況をごらんください。

人的支援についてであります。

右側が26年度の状況ですが、役員数は、県職員3名と県退職者2名を含めました8名となっており、常勤役員3名及び非常勤役員5名となっております。このうち常勤役員3名と非常勤役員のうち1名の合計4名は、道路公社役員と兼務しております。

また、職員数は、県職員4名を含めました13

名となっております。職員のうち8名は、道路公社との兼務職員であります。26年度の県職員数は、前年度と同数の4名となっております。

その下の財政支出等につきましては、県からの委託は23年度で終了しておりまして、24年度からは財政支出等はありません。その下の、その他の県からの支援等についてもありません。

下の段の表をごらんください。

実施事業につきまして、①賃貸管理事業は、公社が保有する賃貸住宅及び賃貸施設の管理を行うものでございます。

②管理受託住宅管理事業は、民間の特定優良賃貸住宅の委託管理を行うものでございます。

③分譲事業は、宅地の分譲を行っております。

次に、活動指標についてですが、①分譲用地残区画数については、分譲用地の残区画数をゼロ、つまり完売することを最終的な目標としております。

実績としましては、1区画を分譲し、残区画数は目標の1となったため、達成度は100%となっております。

②賃貸住宅入居率については、入居率の目標を100%としておりましたが、実績値及び達成度は92.5%となっております。

次の204ページをごらんください。

上の段の表の財務状況をごらんください。

左側の収支計算書の25年度実績について御説明いたします。

収入についてですが、25年度に行いました分譲事業や賃貸管理事業などの事業収入は2億5,984万円余、上記収入以外の収入としまして、受取利息等の経常収益や退職給付引当金戻入等の特別利益を合わせて3,051万円余、これらを合わせまして、収入の合計が2億9,035万円余と

なっております。

これに対し、支出につきましては、分譲事業原価や賃貸管理事業原価などの事業費が1億8,411万円余、人件費等の管理費が9,702万円余、消費税及び固定資産税等、その他経常費用のその他の支出の1,281万円余でありまして、支出が合計で2億9,394万円余であります。収入から支出を差し引きました当期収支差額は359万円余の赤字となっております。

右側の貸借対照表の25年度実績についてですが、資産につきましては、現金預金や分譲事業資産などの流動資産が27億7,721万円余、賃貸事業資産などの固定資産が54億9,341万円余で、資産合計82億7,062万円余となっております。

これに対しまして、負債及び正味財産につきましては、未払い金などの流動負債が1,645万円余、預かり保証金や引当金などの固定負債が5億2,720万円余、負債の合計は5億4,365万円余となっており、資本金などの正味財産が77億2,697万円余で、負債と正味財産の合計が資産と同額の82億7,062万円余となっております。

次に、財務指標についてですが、①分譲事業資産比率については、資産合計に占める分譲事業資産の割合としておりましたが、分譲事業資産を最終的にゼロにすることを目標としております。

25年度の目標値0.4%に対しまして、実績値も0.4%となったため、達成度は100%となっております。

②の借入金依存率につきましては、資産合計に占める借入金残高の割合としておりましたが、21年度に完済しまして、その後も借入金はございませんので、達成度は100%としております。

次の、直近の県監査の状況についてですが、ごらんのとおり指摘事項が1点あり、今後は適

正な事務を行うよう指導したところであります。

なお、包括外部監査においては、指摘事項はございませんでした。

下段の表、総合評価についてでございます。右側の県の評価をごらんください。

分譲事業において目標値を達成したこと及び段階的な事業縮小を図るため、宮崎県住宅供給公社資産整理計画を策定したことについては、一定の評価ができるとしております。

しかし、分譲事業の残る商業用地の1区画について、早期の完売に向け、より一層の努力が必要と考えております。

今後は、将来的な解散を見据えて、より一層の経営改善や執行体制の充実を図りながら、資産の整理を計画的に進める必要があるとしております。

その下の評価としましては、左側の住宅供給公社の自己評価と同様に、活動内容をBのほば良好、財務内容をAの良好、組織運営をAの良好としております。

続きまして、26年度の事業計画について御説明いたします。

報告書の前に戻っていただきまして、6ページをお開きください。

宮崎県住宅供給公社、平成26年度事業計画書であります。

1の事業概要につきましては、昨年度に引き続き賃貸住宅及び賃貸施設等の管理業務や倉岡ニュータウンの商業用地の分譲を進める予定としております。

2の事業計画につきましても、昨年度と同様、賃貸管理事業等を予定しております。

7ページをごらんください。

3の収支計画につきましては、公社事業の大きな柱でありました分譲事業が終了しますこと

から、事業利益の減少が避けられない状況であります。

表の中ほどにあります事業利益は4,692万円の赤字を見込んでおりまして、その他の収益を計上いたしましても、当期純利益は6,142万円の赤字を見込んでおります。

4の資金計画につきましては、収入及び支出がそれぞれ30億683万円余となっております。

建築住宅課の報告事項につきましては、以上でございます。

○岩下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 建設技術推進機構、25年度は収入がふえてるけど、一般的には県の委託業務で成り立ってるという話じゃわね。それをいいか悪いか評価するといったって、さじかげんは県土整備部が持つとるわけや。委託料をふやせば目標を達成するし、減らせば目標達成はしないようになるだろうし。要するに、25年度、収入が倍になってますよね、5億。これはどこ辺がふえたの。市町村の分がふえたの、民間の分がふえたの。

○高橋技術企画課長 25年度の推進機構の収入がふえておりますのは、一つは、25年2月の大型補正がありまして、事業費がふえたことにより設計書の委託料がふえたこと、各事務所等からの推進機構への委託料がふえたということが一つと。もう一つ、26市町村がございしますが、市町村からの推進機構にアセットマネジメントという道路ストックの点検調査の委託が、例年になかったんですけど、25年度初めてふえたという2つの大きな理由がございします。

○中野委員 これ、中身としては、県と市町村からの受注が100%ということでもいいわけです

ね。

○高橋技術企画課長 おっしゃるとおりで、もともと設立の趣旨が、県と市町村の支援をするということが設立目的なので。

○中野委員 中身としては、ここでやっとする事業というのは民間でいうとコンサルタントか。民間、事業は受けたらどこ辺になる、設計とかいろいろありますよね。

○高橋技術企画課長 委託の多くが積算に係る内容になっておりますので、単価とかそういうような、要するに予定価格を算出できるような、そういう事項を取り扱うということで、今のところ民間ではできないだろうということで、こういう第三者的な推進機構が、県とか市町村から受託しているということでございます。

○中野委員 できた年度、大体覚えとるんやけど。その前はなかったわけで、その前は民間がしてた分か、県でしてた分か、ちょっとそこ辺。

○高橋技術企画課長 推進機構ができます前は、土地開発公社というところでやっていた業務でございます。

○中野委員 要は、県の受託料で目標達成するもせんも、どうでもなるという話やろうな。ちょっと違う。

○高橋技術企画課長 議員がおっしゃいましたように、ほとんどが県とか市町村の委託でございますので、ある側面からいいますとそうかもしれないませんが。やはり県と市町村の職員の負担を軽減し、公共事業に対する支援をする目的での推進機構でございますので、それをちゃんと目的とされてるかどうかという面からの評価ということになるかと思えます。

○中野委員 ちょっと最後に。この業務は今のところ県内で、民間でやるようなところはないというとり方、判断でいいわけですか。

○高橋技術企画課長 おっしゃるとおりだと思います。県内ではそうです。

○中野委員 わかりました。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○外山委員 住宅供給公社の件ですが、将来的な解散を見据えて計画しておるということで、いつごろの解散を予定されておるんですか。何年後。

○森山建築住宅課長 まず、資産の整理につきまして計画書を策定しましたが、今年度から3年間の計画で資産の整理をいたしまして、その後の流れとしては、解散に当たりましては議会の議決を経て、国土交通大臣の認可を受けて解散ということになります。その際に大臣認可の要件が幾つかございまして、その中で公社資産の整理が適切に行われていることという要件がございますので、資産の整理の状況次第ということではありますけども、なるべく3年間で資産の整理に取り組むこととしておりまして、資産の整理に一定のめどが立つことが一つの目安かなということで考えております。

○外山委員 財務内容を見ると非常にいいから、そういう点ではできるだけ、割と早くきちっとできると思うんですが、問題はプロパーの職員ですね。これ、最近、採用されていないということですが、年齢構成的にはどのくらいの方が一番若いんですか。

○森山建築住宅課長 住宅公社のプロパーの職員は、現在3名おりますけども、一番若い方が56歳か57歳ということでございます。失礼しました。58歳が一番若いということでした。

○外山委員 わかりました。それじゃ、あと二、三年で定年になるということですね。そういうところ、割と、すっといくような感じがしますんで。わかりました。結構です。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○高橋技術企画課長 技術企画課でございます。委員会資料の11ページをごらんください。

地域維持型契約の取り組みについてでございます。御報告いたします。

前回まで、常任委員会で途中経過を御報告させていただいておったところでございます。今回、全体概要を整理いたしましたので御説明いたします。これまでと説明が重複する部分がございますけれども、御了承いただきたいと思っております。

まず、1の目的であります。

地域維持型契約につきましては、本年6月に施行されました公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法の一部改正の中で位置づけられているところであります。

これを踏まえまして、本県におきましても、中長期的な担い手の育成・確保、地域におきまず災害対応力の強化を図りまして、より一層の社会資本等の適切な維持管理を図っていこうと考えているところであります。

次に、2の内容についてであります。

まず、(1)業務内容等についてであります。①導入時期につきましては、来年度、平成27年4月からとしております。

②契約期間につきましては、複数年契約を念頭に置いておりますけれども、スタートの来年度につきましては、初年度でもありますので、単年度としたいと考えております。

③対象事業等につきましては、次のページの別表1と2をごらんいただきたいと思っております。

別表1には、対象となる4つの事業をお示し

しておりますが、これらを包括した契約としたいと考えております。表の欄外、下のほうに米印がありますが、いずれの業務も維持工事や災害復旧工事等に該当するものを含めないことを記載してございます。つまり、出来形管理が必要な工事というものとは区別して行う業務委託であるということございまして、これを徹底することによりまして、地域維持型契約が通常の工事の発注量に影響を与えないものとなると考えているところであります。

また、別表2につきましては、対象業務の事業量といたしまして、平成23年度から25年度までの過去3カ年の平均の契約額をお示ししております。土木事務所ごとにばらつきはございますけれども、4,000万円から1億2,000万円程度の間となっております。なお、県全体合計は8億7,000万円程度であります。

前のページにお戻りください。

2の(1)の④地区割りについてであります。

県土整備部におきましては、港湾事務所を除きまして11の発注機関がございしますが、その事務所等の事業量や内容、企業の所在状況等を考慮いたしまして、事務所ごとに決定するものとしておりまして、建設業者数の少ない土木事務所等を除いて、土木事務所等の管内を2つから5つの地区に割り、契約する方向で考えているところであります。

次に、(2)入札契約についてであります。

①の参加資格といたしましては、地域の維持管理に対応できる単体企業や、この地域維持型契約にあわせて地域の建設業者が結成する建設共同体、いわゆる地域維持型JV及び事業協同組合とし、入札参加要件を満たすことを事前に確認したいと考えております。

②入札方式につきましては、さまざまな方式

がございますけれども、価格のみの一般競争入札では、将来的な履行の確実性が評価できないこと、また、プロポーザル方式では、入札参加者に過度な負担や手続期間が長く必要なことなどから、改正品確法の趣旨を踏まえ、業務の履行能力を重視する総合評価落札方式、地域維持型を新たに設定したいと考えているところです。

次のページの別表3をごらんください。

今回の地域維持型契約では、社会資本の適切な維持管理を将来にわたって持続していくことが大変重要でございます。そのため、評価値としましては、入札額による価格評価点、70点満点ですが、これ以外に、業務の履行能力を評価する30点満点となる履行能力点を加算する方式としたいと考えております。

履行能力点の30点につきましては、国でつくっておりますガイドラインで10点から30点の範囲で設定しておりますが、この中で上限値であります30点の値を採用しているところであります。

このように、品確法の改正の趣旨を踏まえ、履行能力を最大限評価することによりまして、その評価の高い者が受注する可能性が高くなりますので、履行の品質不良のリスクが低減され、履行の確実性が増すことが期待できると考えております。

下の表に、履行能力点の評価項目と評価基準の案を記載しておるところであります。

評価項目といたしましては、地域精通度、過去の実績、業務のサポート体制、防災協定、機械の保有を想定しておりまして、それぞれ評価基準といたしましては、所在がどこにあるか、つまり地域に根差しているかを評価する地域精通度、また、業務の経験をどのくらい積み重ねているかを評価する過去の実績、また、緊急時に構成員同士でサポートが可能となっており、

県民サービスが確実に確保できるかを評価するサポート体制、また、防災協定による日ごろの連携ができているかを評価する防災協定、また、緊急に出動する場合に建設機械が迅速に確保できるか、つまり建設機械を保有または長期リースしているかを評価する機械の保有といったものを評価してまいりたいと考えております。

なお、配点については、別途定める予定でございます。

前のページに戻っていただきまして、2の(2)の③であります。

③積算方法につきましても、最新単価や業務実態を反映した改正品確法を踏まえた適正な予定価格の設定をしてまいりたいと考えております。

④最低制限価格につきましては、現在、道路巡回パトロールや河川海岸緊急メンテナンスで設定しているものと同じように、予定価格のおおむね85%としたいと考えております。

⑤契約方式につきましては、災害など異常気象時の対応の回数などにつきましては、事前に契約に見込むことが困難であることから、回数などの数量変動に適応した単価契約としたいと考えております。

以上が説明でございますが、今後は、入札公告などの詳細を詰めていくこととしておりまして、関係主要団体とも意見交換を行いながら、平等性や透明性を確保し、県民サービスの低下が生じないよう検討を行ってまいりたいと思っております。

地域維持型契約の取り組みについては以上でございます。

○岩下委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○宮原委員 今、最後のほうで業界等それぞれ

説明会を含めて、来年の4月に向けてちゃんとやっていきたいという話があったんですが、いろいろ業界の皆さんのほうから、余りいい制度じゃないという声がいっぱい聞こえてきてるんです。やっぱりそういう部分があるものですから、何点か聞かせてほしいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

まず、参加資格のところ、単体、それから地域維持型建設共同企業体、JVですよ、そしてこの組合という方式で、3つの方法がありますということになるんですけど。別表1に、こういうのを総合的にやらせますということなんですが、いろいろ聞くと、路線なりいろんなところを、複数見ていかないといけないってなったときに、単体の業者があっちにもこっちにもそっちにもってというのが果たして可能なのか、対応ができるというふうに県は思ってるんでしょうかねというような声も聞かせてもらってます。そこについては、この単体という考え方はどうなのかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○高橋技術企画課長 議員のおっしゃいますように、この品確法の改正の趣旨は、スケールメリットといいますか、業務を包括する、あるいは複数年度で契約する、あるいは数社で補完しながら確実性を増すというような趣旨がございますので、そういった意味では、やはり数社以上の企業が集まったほうがいいのかとは思いますが、實際上、一つの大きな会社でできないのかと言われますと、可能性としてはゼロじゃないというふうに考えておりまして。要するに参加の窓口的には広げて、あとは本当にできるのかどうか、そういうものを総合評価の中で判断させていただきたいと思っております。

○宮原委員 それでは次に、これ、JVで仮に

とったとしたときに、複数の業者で組むということになりますから、そこに配置予定技術者というのが必要になるというふうに聞いているんですが、その方は別のところと仕事上、ダブってはならないというような話も聞かせていただくんですけど、そういうことになるんですか。

○高橋技術企画課長 今のところ、そういう縛りかけるようなことは考えておりません。

○宮原委員 これ、考えてない。考えてないということですね。

あと、中長期的な担い手の育成・確保を図るという目的がありますよね。別表3の入札方式の評価項目と評価基準の、この中のどこに中長期的な担い手の育成と確保というのが含まれるのか、お聞かせをいただけますか。30点のところ、目的が、中長期的な担い手の育成・確保を図るという観点で、この中のどこに含まれるのかなというのをお聞かせいただけますか。

○高橋技術企画課長 価格で判断します価格点と、価格以外で評価します、ここでいう履行能力点で、2つ合わせて評価するんですが、工事の場合はおおむね技術点が10点でございます、それをここでは30点にするということで3倍ぐらいになるというのが一つ。

それとあと、評価の仕方で、最後に、工事の総合評価では応札額で割るんですけども、この委託の場合はそういうことはしないということで、かなり価格以外の要素が影響してくるというふうに考えておりまして、これによりまして履行能力の高い業者さんが、中長期的な確保ができるような経費を含んだ額で応札されても、十分に金額は確保できるというふうに思っております。

○宮原委員 わかりました。

そしたらあと、これまでの道路パトロールと

か、こういう維持型を受注した場合に、業界の皆さんからはどうしてもこの仕事は赤字になってるというふうにお聞かせをいただくんです。赤字なのに、なぜそういう仕事を今度は逆に受注されるんですかというふうに聞くと、総合評価項目の中の評価点2点が欲しいがために、その部分を手に入れるために、でないとなんか仕事を受注できないんだと。だから、この2点が欲しいがためにやるんですけど、総合評価の中の項目のこの2点ということの考え方はどうなのか、お聞かせをいただけますか。

○高橋技術企画課長 委員がおっしゃいますように、この維持の委託をとって、赤字になるというお話は何っておりますが、それにつきましては、今現在、予定価格の積算の見直しをやっておりまして、ある程度、法律の趣旨を踏まえた積算になるように見直しを図っているところでございます。また、総合評価の加点につきましては、組合とか単体とか、あとJVとか、あるいは今回、4月から予定しておりますが、足並みがそろわない場合を考えますと公平感が——不公平になる可能性もございますので、その辺も考慮しながら、また検討させていただきたいと思っております。

○宮原委員 それは、この2点については今後の検討ということで、今お聞かせいただいたので、検討次第では下手するところといった項目はなくなるということも考えられるということではないんですか。

○高橋技術企画課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○宮原委員 それでは次に、今度は参加資格の部分でいくと単体、そしてJV、そして組合の3つの方法があるというふうになるわけですが、受注して施工するに当たって、やっぱり単体で

やる場合と、JVの場合と、組合で、当然いろんな諸経費に違いが生じるというふうに言われるんです。連絡を回さないかんという部分も、大した経費ではないとしても、単体で受ければもう1社でそのままですから、肝心のやっるところが全部連絡もとっていかないかん、そういう部分の経費的な違いというのは、何かお聞かせいただけますか。

○高橋技術企画課長 おっしゃいますように、多少の負担がかかる場合もあるかなと思います。今、言われるように連絡体制とか。ただし、それ以外にはほとんどかからないと思っておりますし、あるいは、今度はJVということで数社あるいは数十社になるとスケールメリットという点も考えていただきますと、それほどの負担にならないんじゃないかなと考えているところです。

○宮原委員 その部分はそれでいいと思いますが。次に、実際この工事を、例えばJVでとった場合、監事会社というのがいろんな書類を含めて取りまとめていかなければならないというふうにも業界のほうからは聞かせてもらうんですけど。連絡体制だけであれば、それで済むと思うんですけど、監事会社のところがもとなんか受けてるということになれば、当然土木事務所とのやりとりというのは、その監事会社が、中心になるところが取りまとめていかならんということになるようなんですが、その部分について、逆に、非常に複雑になってしまう、負担がかかるというふうにもお聞きをしておりますが、その部分はどうか考えられますか。

○高橋技術企画課長 連絡については、第一連絡者が当然その管理会社というか、監事会社になるのかと思いますが、その後の措置については、今やっているやり方とほぼ変わらないよ

うなやり方で考えております。なるべく負担にならないような、書類についても今と余り変わらないような、負担にならないような方法で考えているところです。

○宮原委員 それでは次に、入札契約の部分の、先ほど説明があったのかもしれませんが、入札参加要件を事前に確認ってということですが、この事前確認ってというのはどういったものを確認されるということなんでしょうか。

○高橋技術企画課長 参加は、ある程度広げたいという思いがあるんですけど、少なくともやっぱり県の資格登録があるものとか、あるいは組合であれば、組合のほうでちゃんと申請して、組合として登録がされてる。あるいは、JVの構成員であれば構成員全部が、先ほど言いましたが、参加資格、許可を持っている者とか、そういう基本的な参加要件を考えております。

○宮原委員 それでは、続いていいですか。最低制限価格をおおむね85%ということで、別表2で8億7,000万円程度を考えておられて、大体85%に仮に張りついたらとした場合に15%分が残るということになりますよね。この15%分というのは残ってしまうということになりますが、その部分についてはどういう考えをお持ちでしょうか。

○高橋技術企画課長 執行残という意味では、まだまだ道路維持とか河川のメンテナンスについても必要な箇所があると思われまますので、そちらのほうで施工していただくということになると思います。

○宮原委員 先ほど言いましたが、目的の中に、中長期的な担い手の育成・確保、地域における防災に対する対応力の強化、そして一層の社会資本整備の適切な維持管理が図られ、とあります。先ほどプロポーザル方式は負担が大きんじゃないかという話があったんですが、逆に言うと、

予定価格をきっちり示されて、それに対してしっかりと提案をされるというほうが、満額でとっていただいて、そしていいかげんな仕事をしていただくよりはしっかりと仕事をさせていただくほうが長期的な担い手の育成・確保という部分にはつながるんじゃないかという意見も聞かせていただくんですけど、この点については、やっぱりもうこの形でやっていこうという考えで、もう揺るぎがないのかというところを聞かせていただきたいと思います。

○高橋技術企画課長 委員のおっしゃったようなプロポーザルというやり方もあります。そういうところで行っているところもありますけども、プロポーザルは基本的に提案した中身を評価する、そして、最終的には1社随契ということで、予定価格という価格は表示しないということになりますので、やはりある種の透明性とか競争性を確保するためには、競争入札という形の仕組みの中で、今回の履行能力が非常に重視されるような、そういう新たな総合評価、履行能力の高い者が選ばれるような競争入札というのを考えているところであります。

○宮原委員 あと、別表3のところ、価格が70点、履行能力が30点ということで、地域の方がとっていただくというのが一番いいというふうには思うんですけど、地域精通度というもの、ここ、配点は今からということだったようですが、仮に、この価格で地域以外の方がこう入れた場合、地域精通度というのを何点に置かれるかということですけど、どの程度、価格と点数というのでひっくり返るのかという部分は、具体的にはなかなか言えないと思いますが、どうなりますか、そのあたり。

○高橋技術企画課長 今の5つの項目で総合評

価をしようとしておりますが、その中で、委員の言われるような地域精通度あるいは実績、それとあと防災協定、このあたりは非常に大事なかなと思っておりまして、そういうところが、評価の高いところがとれるような仕組みにしたいということで、細かいところを今後、詰めていきたいと思っております。

○宮原委員 皆さんが業界に説明をされ、この項目を示されたときに、地域精通度と、それから防災協定という部分は、この趣旨には当てはまるのかなと。だけど、それ以外については、地域維持型契約制度の本来のあれからすると、あんまり関係ないんじゃないかなというふうに言われる部分があるんです。その部分については、過去の実績であったり、全然ないとは言いませんけど、サポート体制、それから機械の有無ですね、これ、もう実際じゃなくてもリースでもいいということになりますから、いろいろ前、ちょっと聞いたときに、リースでも長期で借りてるものもあります、短期のものもありますよということも言われるんですけど。そういったものを考えると配点のあり方が、地域精通度、防災協定というウエートが非常に点数的に高いと思っていいますか。

○高橋技術企画課長 先ほど申し上げましたとおり、配点につきましては今後ということ考えておりますが、そういう、委員の言われるような、同じような方向で考えたいと。

○宮原委員 先ほどもプロポーザル方式はということであったんですが、このサポート体制、できれば提案型をしていただいて、入札でただとるよりは、私のところがもしこういう状況に至ったときには、次はここ、ここという、そういったサポート体制、こういったものがしっかりとできてるといって提案をしていかれるような

状況のほうが。いざ契約はしました、自分のところがしないといけなくなったときに、果たして、どこの業者もちょっと今忙しいというような状況で動かなかったとした場合、3年複数契約ですから、そういう状況が来ないとも言えないんですが、その能力があるかどうかは、その現場が来ないとわかりませんので、いざ、いろんな災害が起きたときに、その対応が全てできるかどうかというのは、私のところが1社で、今、何人で、こうですよというものが、きちっと体制がとれてるような提案型のほうがよっぽどいいんじゃないかというふうにも言われるんですけど、そこについては、このサポート体制を含めての考え方はいかがなものでしょうか。

○高橋技術企画課長 総合評価をする上で、幾つか資料を出していただくことになろうかと思うんですけど、その中の一つとして、サポート体制がどういうふうになってるかっていうことは、やはり判断していきたいと思っております。ただこれが、提案型でありますと、ちょっと過度な意見、提案というのも考えられますので、やはり最低限っていうか、一定の水準がクリアしてれば、もうそれ以上は表記しないというほうがいいのかと、今、考えてるところであります。

○宮原委員 せっかくスタートするわけですから、やっぱり業界の皆さんもやりたいというような仕事でないといかんのかなというふうに思うもんですから。今回のこの制度で、先ほど言いました総合評価項目の2点がなくなるという可能性もあると。そうした場合は、もう別にそこに行かなくてもいいというようなことを業界のほうが考えて、逆にその点数も要らないということであれば、誰も応札しないという事態も考えられるというふうな話も聞こえるんですけ

ど、そうした場合はどういう対応を考えておられるのか。

○高橋技術企画課長 余りそういう想定はしてないんですけども、今後とも意見交換の中で、ぜひとも法律と趣旨等を理解していただいて、県民によりよいサービスができるような制度にしてまいりたいと思っております。

○宮原委員 以上にしておきますが、やっぱり皆さん、不安に思っておられるみたいで。だから、そういう状況を考えたときに、これがいい形で動けばいいんですけど、動かした後で、よくなかったということにならないように。

多分、説明会をいろいろ、もう何回かやられてるというふうにお聞きをしたんですが、県としては、もう一生懸命その仕組みをつくってやろうということ、十分理解はできてるんですけど、やっぱり業界の皆さんの本音のところもお聞きいただいて、そして、いい形でこれがスタートして、やっぱり目的にありますように、中長期的な担い手の育成・確保という点もしっかりとこの目的にあるわけですから、それを踏まえた上で、できればそういう本音のところの話を、一方的な説明会ということではなくて、意見交換を。

来年4月ですから、それまでには取り組まれる状況をちゃんとつくっていただいて、そして、方向を示されたほうがいいのかという気がするものですから。その点についてはいかがなんでしょうか。

○大田原県土整備部長 宮原委員の言われたように、確かに、もう去年からいろんな説明会をやってるんですが、そういう建前と本音で、なかなか本音のところは聞けない状況もあったんですが、最近やはり近づいてくるといろんな話も耳に入ってきます。

私たち、来週、協会とちょっと意見交換の場を考えております。そこで、きょう、委員の皆様方にお示した案等をまた説明いたしまして。基本的な考え方といいますのは、やはり今、課長が申しました考えなんですけど、今度は相手方、業者さんの皆さんの本音を聞きながら、それと同時に、私たちも理解していただきたいのは、改正品確法の趣旨、やはりあくまでしっかりしたものをつくっていただく、そして、それをまたずっと維持していく。そういう趣旨があります。それと同時に、担い手の育成というのがあります。

そこはまた、私たちもいろんな場面でちょっとそれを加味できるような形で、いろいろまた今後とも意見交換をさせていただきながら、よりよいものをつくっていきますので。また、皆さん方の御理解、また、いろんな御説明も差し上げますので聞いてみたいと思います。

○宮原委員 ありがとうございます。ちょうど課長が中心になって説明をいただいて、一生懸命やられてることも十分承知をしての上なんですけど、そういう中で業界のほうから、やっぱ複数のところから、私のエリアの違うところからも、やっぱりここに、委員になってるということを知ってのことになるんだと思うんですが、そういう部分を伝えてほしいという連絡もあったのが事実なんです。だからもう、全てある程度まとめてきたのはそこなんですけど、その部分があったものですから、そこについてもしっかりとした対応をしていただきますように、難儀を課長がされているっていうの十分わかってますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○中野委員 これ、ちょっと最初の説明の違うな。最終的には部長が宮原委員に説明したけど。ある程度、業界と話し合いをして、ある程

度まとまったのかなど。我々の後にまた業界と話をすると、それはちょっと違う。現場主義でとか知事が言ってるがね、技術企画課は、現場を考えんで、机の上で考えてる。それを押しつけようとするわけ。議員の意見だって聞こうとせんし。この中身を見ると、私に言わせれば、パトロールして現場にいろいろ支障があった、悪いところがあった、その工事はそこの見回りする企業は、事業はせんという話やったよね。別にそれは、別途発注しますということやった。そういう説明。

そういうことでいろいろ見とるんだけど、①から④の業務は、①と④ぐらいは週1回とか、何時間とか年間積算できるけど、この②、③というのは、運が悪ければ台風がよく来て、台風やらが何回くるかによって積算もどんどん違う。

それと、さっき課長の説明で、見回りをしたところが、工事をとるようなことが多いだろうからいろいろ技術評価をするという話やったですよね、説明は。そういう箇所ができて、それは別途発注すると。だから、見回る人は技術者じゃないといかんのか、ある程度、一定の指標があつて、これぐらいあつたら発注かけるとか、まずそこの見回りする人の資格とか、そんなものね。

見回りして、そういう問題箇所を見つけるわけでしょう。業務履行体制、緊急どきって、これはもうみんな緊急どきよね。土木事務所は、業者はみんな準備してますよ。だから今までも台風やら来ると、業者が見つけにいて、大体見つけたとこがとるという話で、こんな話じゃない、現場は。

それと、例えば建設業者の少ない土木事務所等を除きと書いてあるけど、これは、見回るのは大体県道だけでしょう。町道まではやらん

ろ、国道も行かんでしょう。やっぱり県道の延長が何ぼあるかを、そこ辺を標準にすべきで、逆に町の数とか人口じゃないって。

これを見ると、本当難しく考えてるわけよ。何でこれ、見回りする。中身がわからんけど、そのために2人、正雇い、正社員じゃないといかんのか。日々雇用の見回りするのはいいのか。それによっても単価の見積もりが全然違うときある。これは地域の、やっぱり業界も含めての話だから。部長が意見交換やるって、今まで業界のそういう意見というのは全然出てきてないわけ。

○高橋技術企画課長 今までも、やはり業界とは何回も意見交換をやっております。今、先ほどちょっと言われた見回りのときの人の資質というか、資格につきましても、一応こういう人ということで規定はされているところであります。

○中野委員 私もこんなのは今いろいろ聞くわけ。説明じゃ、まだ固まらんとか1年間でやりますとか、こんな、ある程度車を入れたり、人を雇ったりするのも1年間契約でやるっていうのは、机の上の計算です。もうちょっとやっぱ相手方のこと考えて。今あれです、人手も足りてる。逆に小さいとこが公共工事がなかったりするパターンがあつて、これをやるとすれば、大体車に乗ったりするのは2人でしょう。その人件費が何ぼかによって全然違うし、もうちょっとやっぱ業界とかそこら辺の意見をどれだけ組み入れてるか。できたらまた次のとき、業界の意見等。俺は、これはみんな技術企画課の意見だろうと思ってる。そういうことで、部長、一回、業界と本音で、飲み方ぐらいすれば本音が出るだろうけど、正式の会議じゃもう。

○大田原県土整備部長 先ほど申しましたよう

に、私も去年から、意見交換やりながら、ある程度地元の皆さん、やっぱり業者の皆さん方の意見っていうのは組み入れたつもりではあったんですが、確かに持ち帰って検討しますという内容で、ちょっとまた返すのが少なかったり、おくれたりしたところもありまして、反省はしてるんですが。今後、これにつきましては、やはり私たちも次の担い手の育成、いろんな、そこを考えると、議員言われましたけど、確かにロットを大きくする、それと複数年度にまたがるっていうことは、次年度の事業も見通せるわけです。今一番、業界の方が心配しているのは、こういう公共事業っていうのが今までずっと縮減傾向にあって次年度が見越せないとなると、雇用の面もちょっとそういう計画も立てられないというのがやはりありました。

ところが、今回につきましては、単年度でちょっと試行ということでやるんですが、これが将来何カ年もわたってできるようになりますと、将来にわたっての計画的な雇用もできるかと思えます。そういうのがありまして品確法の中でもこういう包括契約というのがうたわれているところです。

それとあわせて、先ほどからお話が出ます、やはりなかなか今まではちょっと経費的な問題で苦しかったという話も聞いております。これは、先ほど説明をしましたように、いろんな基準も変わってきました。それと、ことしの2月、4月と労務単価も上がりまして、そしてまた、特に維持事業に関する内容につきましては、諸経費もやはり相当変わってきております。そういうことで、中身も今、大いに見直すようにしておりますので、そういう面で行くと、ある程度、今、繰り返しになりますが、品確法の中に適正な利潤っていうことも言われておりま

す。そこいらもちょっと考えての形で今、積算等の見直しもいろいろやっております。ですので、これらを含めて、また来週やります意見交換会、そこでの議論を大いにして、お互いちょっと本音で話し合いといいますか、今までもやってきたつもりではあるんですが、さらに、これがいいものになるように、また、努力をしていきたいというふうに思ってますのでよろしくお願ひします。

○中野委員 俺、品格が悪いんだけど。何で、そんなに品確、品確が出てくるかなって。もうちょっと素直に、あんまりそんなにもったいぶらないでいいんじゃない。要は道路見回り隊みたいなもので、あんまり厳格に考えるから難しくなるんじゃないかなと思う。しっかりと危険場所を見るとか、穴ぼこを見つけてあげるとか、そんな話だろうと思うんです。

○岩下委員長 よろしいですか。

それでは、最後に、その他で何かございませんか。

○渡辺副委員長 その他なんですけど、県のことじゃなくて、基本的には国のお話なんですけど、宮崎海岸の浸食対策でサンドバックを国交省がやってきたやつが、一生懸命、国交省も取り組まれたと思うんですが、8月の台風で破れて、砂が流失してつぶれたっていうの、外山先生も一緒に伺ったんですが、近いこともあって説明を聞いたんですが、これ県には何らかの説明と、今後の対応等については河川国道事務所のほうから何かお話があってるんでしょうか。

○大谷河川課長 今回のサンドバックの破損がございましたが、あそこの海岸はもともと県の管理すべき海岸でありまして、直轄のほうでやっていただいています。最終的には我々県のほうが管理することになるんですけれども、そういつ

た関係もありまして、ああいった情報につきましては、県のほうに国のほうから逐一情報の提供がございます。住民への説明会等もあるんですけれども、そういった機会につきましても、我々河川課、それと現場事務所、土木事務所等も参加をして情報の収集を図っておるところでございます。

○**渡辺副委員長** 調査等もあったというふうに聞いているんですけど、新聞、テレビ等もこないだちょっと報道もあってましたが、今の時点では原因とか、今後の対策については、まだ明確なお話はないという状態でしょうか。

○**大谷河川課長** 委員のおっしゃいましたように、現在、まだ調査中だということで聞いております。

○**渡辺副委員長** わかりました。

○**太田委員** 例の都城の産廃業者の関係ですが、これはちょっと担当が違うと思いますが、何か発覚した原因が、書類が2枚あったというようなことです。発覚の原因が、何かコピーでやったというようなことですよ。原本も確認せずにコピーで、もうそれが事実であればですけど、コピーで、それでいいのかとなったときに、やっば例えば、入札等の資格者とか技術者、いろんな免許を持ってたりとか、従業員が何人いらっしやるのかとかいう、継続雇用をしてるのかどうかとかいう確認等も、できるならば原本を常に確認するということが、いろんな問題を減らしていくことになるんじゃないかと思ひまして。私も詳しい入札制度の事務的な確認はわかりませんが、社会保険証の確認とか、そういったのも基本的には原本で確認をするということをしてほしいのではありませんか。これは一つとちょっと感じたもんですから。これは一つの要望ですけど、お願いしておきます。

○**岩下委員長** 要望でございました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩下委員長** それでは、以上をもちまして、県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時30分再開

○**岩下委員長** それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてでございますが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、22日に行いたいと思います。開会時刻は1時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩下委員長** それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩下委員長** 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩下委員長** それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後3時32分散会

平成26年9月22日(月曜日)

午後1時29分再開

出席委員(8人)

委員	長	岩下	斌彦
副委員	長	渡辺	創
委員		外山	三博
委員		中野	廣明
委員		宮原	義久
委員		後藤	哲朗
委員		太田	清海
委員		新見	昌安

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	沖米田	哲哉
議事課主査	長谷	恵美子

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。御意見をお願いします。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 よろしいですか。それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第3号、第13号及び第14号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか3件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時51分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいま御意見等を参考にしながら正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については、継続審査としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後2時1分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

10月30日木曜日の閉会中の委員会につきましては、先ほどの内容で委員会を開催することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのようにいたします。

ほかに何かありませんか。

平成26年9月22日(月)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後2時2分閉会